

令和3年度施策評価表
(令和2年度振り返り)

◎「5 令和4年度に向けた施策方針」について

令和3年度以降は、第5次長期総合計画の施策体系へ移行するため、関連事業ごとに同計画の施策名を見出しに表示しています。

◎「6 令和4年度の施策の位置づけ」について

昨年来流行している新型コロナウイルス感染症は、長期化が懸念され、未だ予断を許さない状況にありますが、感染症対策の定着や希望者へのワクチン接種の進展などの効果もあり、その日常には少しずつ変化が表れ始めています。これまでの感染症の拡大防止を目的とした危機管理対応から、ポストコロナ時代の新たな社会生活を展望した市政運営へと戦略的に舵を切る必要があります。

こうしたことから、令和4年度予算は「当市としてのポストコロナを見据えた上でも持続できる、更に発展できる市政運営へと転換するための予算」と位置付け、敢えて重点施策は設けないこととしました。

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	01 市民と行政の協働によるまちづくり
上位政策	01 計画を推進していくために
施策統括課	生活文化課 施策統括課長名 木村 大輔
関連課	秘書広報課、財政課、総務課、生活文化課
関連する個別計画等	協働の指針、市民参加・情報提供の指針
予定計画事業	地域のつながりづくり、市民と行政によるまちづくり、市民との対話
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主役は市民である。市民活動団体などと行政がそれぞれの特長を活かしながら協働し、多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みに努める。協働体制を強化していくためにも、市民と行政との信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的な情報の共有化を図る。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
01-01 市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・価値観やライフスタイルが多様化する中、地域が発展し住みやすいまちとしていくためには、より多くの市民が主体的に地域に関わりを持ち、市民と行政とが対等な立場でそれぞれの長所を生かしながら、地域の課題解決のために協力し、協働のまちづくりを進めていく必要がある。その基となる「協働の指針」を平成29年度に改訂した。今までの協働事業についての検証・課題の整理を行い、これからの協働事業の進展に向けて取り組む。 ・地域の課題解決を図るためにより多くの市民が主体的に事業へ関わられるよう、SNSなどの活用も含めた情報提供の仕組みづくりに取り組むなど、協働事業の推進に引き続き努めるとともに、市民協働に対する知識や理解を深め、さらに意識を高めていく。
01-02 市民と行政の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の知る権利を保障し、より一層の行政の透明性・公平性の確保を図ることで、市民と行政の情報の共有化を進める。 ・ICT技術の活用により、効率的な行政運営を進めるとともに、情報公開制度の適正な運営を図り、だれもがいつでも市政の情報を入手できる体制づくりを行う。また職員一人ひとりが市民の立場に立った、より効果的な情報発信の手法について検討を重ねることで、情報発信力を強化し、市民との情報共有を進める。 ・高齢者、障害者、外国人、子どもたちなど、だれにとっても分かりやすく充実したものになるよう配慮しながら、情報のバリアフリー化、ウェブ・アクセシビリティの向上に努め、ホームページや広報紙などを活用し、市の情報発信力を高める。 ・市民意見を広く聴取する機会として、市民アンケートやご意見箱、パブリックコメントを実施しているが、そうして聴取した市民意見を市政に反映させるため、ホームページの利便性を生かし、市民がより多くの声を届けやすい仕組みなどを活用して、市民生活の向上に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	市民の協働に関する認知度	%	23. 3	未把握	22. 4
2	住み続けたいと思っている市民の割合	%	81. 8	未把握	89. 6
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	13	15	15	
トータルコスト	千円	64,969	68,553	66,628	
事業費（内書き）	千円	26,100	30,301	30,388	
人件費（内書き）	千円	38,869	38,252	36,240	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に協働事業の洗い出しを行った上で市として横断的に協働事業をとらえることとし、これまで実施してきた協働事業について市民活動団体と行政との役割の検証を行っている。 ・今後も全庁的な協働事業の振り返りを行うとともに職員研修を行い、市民活動団体と行政との役割を確認していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な協働事業の把握、市民活動団体との行政の役割についての整理を毎年度、行っている。今後も職員研修等を通じて、協働事業に対する職員の意識啓発を行い、協働事業を発展させていく。 ・「協働の指針」に基づき、市民が主体的に地域課題の解決に関わることができるよう、市民や市民活動団体への積極的な情報発信を行い、意識啓発に努めるとともに、関係団体との連携の強化を図る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供として、広報紙、ホームページ、SNS、庁舎内市政情報コーナー、報道機関への情報提供、情報公開制度などの施策を実施している。 ・CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、作成者向けのCMS操作及びウェブアクセシビリティについて職員研修を行い、効果的なホームページ運営を行っている。 ・市政情報コーナーの配架資料について点検、データベース化を実施し、図書館の蔵書検索システムでの検索が可能となっている。 ・地方自治法及び財政状況の公表に関する条例に基づき公表した財政状況のほか、国の統一的な基準に基づき作成した財務書類や予算書、決算書及び参考資料を広報紙・ホームページへ掲載している。 ・情報公開制度の趣旨に沿って適正に運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民参加・情報提供の指針」に基づき各種の情報提供手段・媒体を積極的に活用し、情報の共有を図っていく。 ・行政のデジタル化により、公文書の効率的な管理を進めるとともに、情報提供にあたっては、年齢や障害の有無等に関係なく、誰でもわかりやすく充実した情報を提供できるよう配慮するとともに、発信媒体の特性を生かした情報発信を行っていく。
3		

4 基本事業について (4~5)	
	令和4年度に向けた方向性
現状と課題	
4	
5	

5 令和4年度に向けた施策方針
<p>【第5次長期総合計画における施策名「協働によるまちづくりの推進」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協働の指針」に基づき、市民が主体的に地域課題の解決に関わることができるよう、市民や市民活動団体への積極的な情報発信を行い、意識啓発に努めるとともに、関係団体との連携の強化を図り、協働事業の進展に向けて取り組む。 ・「市民参加・情報提供の指針」に基づき、広報ひがしくるめや市ホームページ等を活用していくなかで、CMSやSNSをさらに効果的に活用し、市で実施する事務事業の情報発信に努めていく。また、令和4年1月の広報紙リニューアルでは、より見やすく読みやすい広報紙作成に取り組む。 ・ICT技術を活用し、効率的な行政運営を進めるとともに、情報提供にあたっては、積極的に情報アクセシビリティへの対応を図っていく。

6 令和4年度の施策の位置づけ	———
-----------------	-----

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	02 互いに尊重しあえる意識の醸成
上位政策	01 計画を推進していくために
施策統括課	生活文化課 施策統括課長名 木村 大輔
関連課	総務課、生活文化課
関連する個別計画等	東久留米市第3次男女平等推進プラン
予定計画事業	—
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことである。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくる。 ・ 男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を図る。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
02-01 平和と基本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、貴重な戦争体験を伝え平和を祈る事業を実施することで、市民の平和意識の醸成を図る。また、平和への意識の普及啓発を行い、次世代へ引き継いでいくための取り組みに努める。 ・ 被害者の声が直接届きにくい児童、高齢者、障害者に対する虐待や配偶者などからの暴力などに対しては、日常的に地域や関係機関と連携を深め、早期発見と細心かつ迅速な対応に努める。 ・ 個人の尊厳を傷つけるような人権問題に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、すべての人が互いに尊重し、認め合うことができるよう、人権教育、啓発活動を推進する。 ・ 市内で生活する外国人と、文化・習慣の違いを尊重し、互いの価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくとともに、在住外国人が安心して市民生活を送ることができるよう支援を行う。
02-02 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災の体験から男女平等参画社会の形成が重要であることが認識されているが、東久留米市では平成12年に「男女共同参画都市宣言」を行い、「男女平等推進プラン」に基づいた男女共同参画の意識を啓発するための計画的な取り組みを進めている。今後も、一人ひとりが互いを尊重し、充実した家庭生活、職業生活、その他の社会生活を送ることができるように、市内各所での講座開催やインターネット、SNSなども活用し、広く男女共同参画の意識醸成を図るとともに、市民、事業者、行政が互いに連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	人から差別や嫌がらせを受けたと感じたことがある市民の割合	%	17. 0	未把握	14. 3
2	平和について考えたことのある市民の割合	%	75. 0	未把握	77. 5
3	社会全体で見て男女は平等になっていると考える市民の割合	%	27. 3	未把握	23. 9
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	11	11	11	
トータルコスト	千円	32, 848	38, 433	39, 993	
事業費（内書き）	千円	13, 162	10, 825	10, 878	
人件費（内書き）	千円	19, 686	27, 608	29, 115	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・終戦から長い年月が経過し、戦争に関する資料や体験談に触れる機会が減ってきている。いかにして、戦争の悲惨さを風化させることなく、平和の大切さを次世代へ継承していくかが求められている。 ・人権については、全ての人に保障された権利であるが、本市の過去の施策成果等アンケートにおいても、人から差別や嫌がらせを受けたと感じたことがあるとの回答が一定数ある。児童、高齢者、障害者への虐待や配偶者への暴力の他、ヘイトスピーチ、震災における人権侵害、LGBT、同和問題、犯罪被害者に対するものなど、多岐にわたる分野への対応も必要となっている。人権週間市民のつどい、人権相談に加え、人権啓発施策の検討も考える必要がある。また、職員に対する人権研修も行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争に関する資料展示や「平和の千羽鶴」の事業を通じて、貴重な戦争体験を伝え、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に引き継ぎ、市民の平和意識の醸成を図る。 ・人権について、広く市民の方に理解いただくため、引き続きパンフレットの配置、広報紙、市ホームページを通じて啓発を行う。職員に対しても様々な分野で人権を意識した対応が必要であることを研修などで周知していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画については、男女平等推進センター、地域センター、市民プラザ等での事業開催、市ホームページ、SNS等により情報発信を進めてきた。また、女性の悩みごと相談・法律相談の展開も図り多くの方に利用されている。 ・男女平等推進センターが庁舎内にあることを生かし、子ども家庭部をはじめ関係部署との連携を深め、市民の皆様が相談しやすい体制づくりを構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として利用していただく取り組みを進める。 ・相談内容が多岐に渡ることから、庁内関係部署との連携を強化し、相談に的確に対応していく。 ・令和5年度を始期とする次期男女平等推進プランの策定に向けて取り組む。
3		

4 基本事業について (4~5)	
	令和4年度に向けた方向性
4	
5	

5 令和4年度に向けた施策方針
<p>【第5次長期総合計画における施策名「互いに尊重しあえる意識の醸成」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和と人権に関する施策は、市民の方に多くの媒体や場所を通じて意識の醸成を図れるよう、情報提供に積極的に取り組んでいく。 ・男女共同参画については、男女共同参画社会の形成の促進についての基本的な計画である「第3次男女平等推進プラン 平成29年度～令和4年度」に基づいた取り組みを着実に推進していく。 ・令和5年度を始期とする次期男女平等推進プランの策定に向けた準備を進める。

6 令和4年度の施策の位置づけ
—————

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要 (第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	03 行財政改革の推進
上位政策	01 計画を推進していくために
施策統括課	企画調整課 施策統括課長名 道辻 正信
関連課	企画調整課、行政管理課、秘書広報課、財政課、職員課、情報管理課、管財課、課税課、納税課、施設建設課
関連する個別計画等	(市) 財政健全経営計画、(市) まち・ひと・しごと創生総合戦略、(市) 公共施設等総合管理計画、(市) 施設整備プログラム、(市) ICT推進プラン、(市) 職員人材育成基本方針(改訂版)
予定計画事業	行財政改革の推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、公共施設マネジメントの推進、新公会計制度への対応
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来に負担を残さぬよう、公と民の役割の範囲を的確に見定め、市民の目線に立ち、優先度の高い施策、事業に行政資源を集中させることにより、効果的で効率的な都市経営を推進していかななくてはならない。そのために、施策や事務事業、行政の執行体制、受益と負担の適正化などについて、不断の見直しを行い、行財政改革を推進する。 ・地方分権改革が進められる中、引き続き、地方自治の担い手である職員の意識改革と行政能力・経営能力の向上に努め、より一層市民の負託に応え、信頼される職員となることをめざす。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
03-01 持続可能な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「財政健全経営計画」に沿った行政運営を進めるとともに、引き続き自治体としての経営の目標をもって、本市の身の丈に合った財政運営に努め、基礎自治体としての責務を果たしつつ、将来のまちづくりを見据えた取り組みを推進する。 ・新しい情報技術を活用することにより、事務事業の見直し、費用対効果、セキュリティなどに配慮したシステムの導入を進める。また、情報システムの最適化、セキュリティの徹底及び市民の利便性の向上を図るとともに、行政BPRを推進し、効率的な行政運営を実現する。 ・公共施設の老朽化に係る課題に対応するため、公共施設マネジメントを推進し、財政負担を軽減、平準化するとともに、利用需要の変化などにも対応した公共施設の運営に努める。 ・効率的な行政運営のために、他自治体と連携・協力し、情報共有や課題解決などに向けた取り組みに努める。
03-02 財政基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市財政を取り巻く環境は、ますます厳しくなるものと見込まれる中、市民が必要とする公共サービスを維持していくために、不断の行財政改革を進める一方で、自主財源の確保に向けて税収構造の改善に取り組む。また、国や都の補助制度を積極的に活用する等、身の丈に合った計画的な財政運営に取り組む。 ・適正な課税と税の徴収率の維持及び債権の統一的な管理体制を確立し、未収入債権処理のための取り組みを進めるとともに、使用料・手数料における受益者負担の適正化に努める。また、起債(市債)について、過大な後年度負担が発生しないよう、十分配慮しながら活用する。 ・「財政健全経営計画」に財政調整基金の水準保持のための運用方を掲げ、目標の達成に向け取り組むとともに、将来の行政需要を見込んだ基金の積み立てを図る。 ・新公会計制度の導入に向けた取り組みを進め、市民にわかりやすい財政状況の説明に努める。
03-03 人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員人材育成基本方針」の各施策の取り組みをPDCAサイクルの手法を用いて着実に進める。 ・職員個々の能力・業績を評価し、意識向上や業務改善を図るため、人事評価制度を実施した。 ・研修制度の充実に向けて、職場内研修、外部機関での研修、他団体への派遣研修など、より効果的かつ、多くの職員が参加できるように研修の内容の充実化を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスを重視し、健康で働きやすい環境づくりや、多くの職員が昇任・昇格への意欲を持ち、自らの能力を高め、発揮できる環境づくりに努める。 ・職員一人ひとりが、全体の奉仕者として、市民サービスに的確に応えられるプロフェッショナルとして、地域の人材=人材となることをめざす。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	自主財源比率の割合	%	49. 2	50. 4	36. 2
2	市民一人当たりの地方債残高	千円	274	270	266
3	経常収支比率（臨時財政対策債を加えた場合）	%	94. 5	93. 7	92. 9
4	職員が市政等のために、自主的に研究など活動に参加した人数	人	9	6	5
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	44	45	45	
トータルコスト	千円	1, 407, 696	1, 534, 946	1, 646, 652	
事業費（内書き）	千円	728, 295	821, 302	928, 079	
人件費（内書き）	千円	679, 401	713, 644	718, 573	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体が少子化、超高齢社会へと進行する中、人口減少とともに人口構造が変化しており、本市でも人口減少のトレンドに入りつつある。また、高齢化率は年々増加している。 ・財政負担の軽減及び平準化、公共施設の効率的な活用と適正な維持更新の実現を図るために取りまとめた「公共施設等総合管理計画」や「施設整備プログラム」に沿った公共施設マネジメントを推進しているが、人口急増にあわせて整備された公共施設を中心とした社会インフラの老朽化への対応は課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度を始期とする「第5次長期総合計画」に基づき各施策の推進を図る。 ・令和4年度から8年度までを計画期間とする「財政健全経営計画（改定版）」に沿って、同実行プランを着実に推進していく。 ・「公共施設等総合管理計画」や「施設整備プログラム」に沿って、公共施設マネジメントの着実な推進を図る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市税全体をみると、微増ではあるものの前年を上回る状況を継続しているが、法人市民税の大幅な落ち込みの影響もあり、市税収入の中で大きなウエイトを占める市民税が減少に転じている。市の税収構造は個人市民税に依存している中、人口減少により生産年齢人口が減ることが推測され、また、今後、コロナ禍による影響も懸念されるため、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあるといえる。 ・老年（高齢者）人口の増加や子育て支援施策の拡充による社会保障関係経費の増大に加え、公共施設の老朽化による改修費などの負担増もあり、これらに充てるための財源確保が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、身の丈に合った計画的な財政運営に取り組む。 ・持続可能な財政運営を行っていくため、効率的かつ効果的な事業の実施を通じた一般財源負担の抑制や国・都の補助制度の有効活用など、あらゆる財源の確保に努めていく。 ・適正な課税と税の徴収率の維持及び債権の統一的な管理体制を確立し、未収入債権処理のための取り組みを進める。 ・地方公会計制度の運用により、透明性の向上と行政マネジメント力の向上に努める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価結果について、全職員に対して、評価結果の昇給反映や勤奨手当への反映を段階的に実施してきた。 ・職員研修では、職員の自主研修グループ活動への支援を継続実施するとともに、市と包括的連携協力の関係にある大学への講師派遣や実務研修など、職員の能力向上に向けた研修を実施した。 ・研修を充実するための費用面のほか、業務多忙の中での研修参加に向けた組織対応について検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度については、職員の意識向上、業務改善が図れるよう、引き続き制度の成熟に努める。 ・最小の経費で研修制度を充実することと、より多くの職員の研修参加を目指す。 ・働き方改革や定年延長など、職員を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き効率的かつ効果的な行政サービスの提供が行えるよう人材の育成と体制の整備に取り組んでいく。 ・効率的かつ効果的な行政サービスの提供を支える人材の育成を図り、デジタルトランスフォーメーションの取り組みを進めて行くことで、多様な働き方を可能とする職場環境を構築し働き方改革に繋げていく。

4 基本事業について (4~5)	
	令和4年度に向けた方向性
現状と課題	
4	
5	

5 令和4年度に向けた施策方針
<p>【第5次長期総合計画における施策名「持続可能な行財政運営」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期総合計画に沿って「財政健全経営計画実行プラン」及び「公共施設等総合管理計画」を着実に推進していくとともに、引き続き各施策の展開を支える行財政改革を推進し、以って将来に亘り持続できる市政運営につなげていく。 ・国において「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定され、地方公共団体においては、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。本市においても、組織体制の整備、必要な人材の育成・確保及び計画的な取組みに努めていく。 ・国の方針に沿った働き方改革、定年延長に取り組んでいく。

6 令和4年度の施策の位置づけ	———
-----------------	-----

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	04 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上
上位政策	02 にぎわいと活力あふれるまち
施策統括課	産業政策課 施策統括課長名 島崎 修
関連課	産業政策課、生活文化課
関連する個別計画等	東久留米市農業振興計画
予定計画事業	地域産業推進協議会の運営、農業振興計画の推進、上の原地区への企業等誘導、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちににぎわいや活力が生まれるよう、地域と連携して身近な商工業の活性化を支援するとともに、市内の資源を生かした新たな産業などの創出を図る。 ・農業をリードする新たな担い手の育成を支援するとともに、農産物のPR強化や市民が日常的にふれあい、理解を深めることで地産地消を推進し、都市農業の振興を図る。 ・消費者の安全、安心を確保するために、消費生活に関する相談や情報提供を行う。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
04-01 都市農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業活性化事業について、関係団体からの意見を参考に、より効果的な補助となるよう検討を行い、都市農業を支援する。 ・地域を支える多面的な機能を持つ農地の減少を防ぐために、生産緑地制度の積極的な活用を図り、農地の保全に向けた取り組みに努める。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる令和4年を見据え、特定生産緑地制度に関する周知を図るなど農業委員会と連携して農地保全に向けて取り組む。 ・学校給食への地場産野菜の活用や農業体験などを通じ、農業と市民がつながりを創出し、地産地消を推進するための環境づくりを図る。 ・地元の農産物のブランド化を進めるために、安定的な生産体制と生産量が確保できるよう支援を行い、市内外への情報発信や販売の場の充実に取り組む。 ・都市農業振興基本法に基づき、本市の都市農業が発展するために効果的な施策を推進する。
04-02 商工業の活性化及び新たな産業などの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・起業や経営の補助、空き店舗対策などの支援制度により、経営環境を整えることで、雇用の安定と労働環境の向上を図り、地域の商工業が活性化できるよう取り組む。 ・商店街の取り組みを支援し、地域の活性化と人の交流を促進する商店街振興の推進に努める。 ・地域の商工会、事業者などと連携し、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業を行うための支援と体制づくりに取り組む。 ・地域の経済活動の中心である中小企業の労働環境と活力の維持・向上をめざし、さまざまな制度の情報提供をし、より効果的な支援について検討を行う。 ・本市が持つ個性・資源・魅力を市内外に広く知ってもらうための情報発信、また新たな観光資源の発掘などの戦略的なシティセールスを行い、経済活動を活性化させるまちのにぎわいを創出する。 ・まちのにぎわいと活力を生み出す、新たな産業の創出・誘導に取り組む。
04-03 消費生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。 ・特に相談件数の多い高齢者のケースを中心に、地域と連携して被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう体制の整備に努める。 ・消費者教育の推進に関する法律に基づき、自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活に関する知識の普及啓発、教育の機会づくりに取り組む。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	農業・商工業振興に向けた取り組み数	回	717	960	455
2	消費生活において環境の保全に気を付けている市民の割合	%	90.3	未把握	89.8
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
	項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
	本施策を構成する事務事業数	本	35	35	38
	トータルコスト	千円	161,718	123,039	286,901
	事業費（内書き）	千円	100,469	62,230	236,892
	人件費（内書き）	千円	61,249	60,809	50,009

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興事業については、これまで取り組んできた市内産農産物のPRや民間事業者との共催による農業体験ワークショップについて、内容の充実を図りながら継続して実施している。多くの市民が都市農地の重要性や地場産農産物の品質の良さなどについて理解を深めるきっかけとなっている。 ・平成27年度に策定した「農業振興計画」について、東久留米市農業振興計画推進協議会及び同委員会を中心に見直しを進め、農業者意向調査、市民意向調査、パブリックコメントを踏まえ、令和3年3月に中間見直しを策定した。中間見直しのポイントとして、高齢化や相続などの理由により減少傾向にある農地の維持に向け、都市農地の貸借の円滑化法を活用する「貸借の仕組みづくりの構築」を新たな重点課題として設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興事業については、これまでと同様に農産物のPRを行い、販売促進に努めるとともに、体験農園や収穫体験といった農業体験事業の推進を図る。 ・令和3年3月に策定した農業振興計画中間見直しに基づき、各種施策を推進していく。 ・農業振興計画中間見直しにおいて、市の中核的な農業者として位置付けている認定農業者の普及を進めるとともに、東京都による各種補助事業を活用の上、認定農業者を中心に生産、販売等の施設整備支援を進める。 ・農業振興計画中間見直しにおいて新たな重点事業として設定した「貸借の仕組みづくりの構築」に基づき、貸借のマッチングを進める。事業の推進にあたっては、都市農地の減少を抑える制度目的を達成させるため、必要に応じ随時事務改善を図る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援の取り組みの一つとして、シェアキッチン事業を開始し、利用に結び付いた。 ・商店会については、商店会長を対象に説明会などを丁寧に行うことにより都の補助制度などについて前年並みの活用を促したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していたイベントが実施できないケースもあった。 ・情報発信事業については市公式Facebook等を活用し市内で開催される催し物や農産物などの積極的な情報発信に努めたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが減少し、自粛要請期間もあったため、投稿数が減少した。 ・情報発信に関する新たな取り組みとして、YouTubeチャンネルを開設し、市内の魅力を発信する動画を制作して投稿した。 ・新たな産業の誘導については、準工業地域の土地所有者に企業を紹介することはできたが、マッチングには至らなかった。引き続き、情報を収集しながら取り組みを進めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業創業支援にあたっては、融資制度の利便性の向上等に取り組んできた。これまでの取り組みに加え、社会情勢の変化に応じた起業創業支援について研究を進める。 ・令和2年度より利用開始に結び付いたシェアキッチン事業について、実施状況等も発信しつつ、引き続き周知に努める。 ・情報発信事業については、市公式SNSの取り組みに加え、地域産業推進協議会委員によるFacebook、Instagram、YouTubeの運用により、投稿数を増やし、細やかな個店の紹介などを行い、活性化するよう取り組みを継続する。 ・新たな産業誘導については、引き続き地域産業振興懇談会等で関係機関との情報交換、情報共有を図りながらマッチングに努める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・本市消費者センターへの令和2年度相談件数は、819件であり、インターネット通販やオンラインゲームのトラブルの相談が多くみられた。誰もが消費者被害に遭う可能性があるため、子供から高齢者までの各ライフステージに応じた消費者教育の充実が重要であり、関係課及び機関との連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年には民法上の成人年齢が18歳に引き下げられることから、若い世代への消費生活に係る啓発もより求められる。関係課及び機関と連携し、子供から高齢者までの各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベント開催、情報発信を行い、消費生活における知識の普及啓発を行う。

4 基本事業について (4~5)	
	令和4年度に向けた方向性
4	
5	

5 令和4年度に向けた施策方針
<p>【第5次長期総合計画における施策名「都市農業の振興」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の活性化については引き続き「東久留米市農業振興計画」（平成28年～令和7年）を推進するために農業振興計画推進協議会の主導のもと、農業協同組合などの関係団体と連携し、令和2年度に行った東久留米市農業振興計画の中間見直しを踏まえ、事業を展開していく。 <p>【第5次長期総合計画における施策名「地域経済の活性化」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業の活性化については、小規模事業者を支援していくとともに、新たな事業者の参入を促すために創業希望者を支援する。また、東久留米市に立地を希望する事業者の情報収集、提供を行い、新たな産業を誘導する取り組みなどについて商工会等の関係団体と連携し、積極的に取り組んでいく。 <p>【第5次長期総合計画における施策名「安全・安心な地域づくり」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年代に向けた消費者教育、消費者被害防止啓発事業を実施する。

6 令和4年度の施策の位置づけ
—————

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要 (第4次長期総合計画 (後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	05 地域力向上への支援
上位政策	02 にぎわいと活力あふれるまち
施策統括課	生活文化課 施策統括課長名 木村 大輔
関連課	生活文化課
関連する個別計画等	-
予定計画事業	市民相互の連帯感創出
施策に対する基本的な考え方 (第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の構成員である市民一人ひとりが地域における課題を認識し、地域、市民活動団体、企業、行政、あるいは個人といたって、さまざまな主体と協働しながら解決していく、地域力の醸成に向けた支援を推進する。 ・自治会など、既存のコミュニティ組織の活性化と、新たなコミュニティ活動へ参加しようとする意識の醸成を図るため、各種事業の実施や関連情報の積極的な提供に努める。 ・群馬県高崎市榛名地域との間でこれまで培ってきた、市民の交流活動を支援する。
基本事業名 (1~3)	第4次長期総合計画における方向性
05-01 コミュニティ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で身近な暮らしを支え、コミュニティの核ともなる自治会が安定して活動を継続していけるよう、インターネットなどのさまざまな媒体を通じて自治会の活動を広く周知し、参加への働きかけに積極的に取り組む。 ・市民や市民活動団体などが、一体感を醸成できるイベント等を通じて、地域のつながりづくりの推進に資する取り組みを行っていく。 ・多くの市民がコミュニティ活動及び交流の拠点として施設を有効活用できるよう、地域に応じた市民ニーズを把握し、稼働率を高める方策を検討する。 ・コミュニティ施設について、改修など老朽化対策を実施し、維持管理に努める。
05-02 地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの高崎市榛名地域との良好な関係をもとに、今後はさらに両地域の特性を生かし、さまざまな分野での交流を広げることで、より有意義な事業を展開し、双方の地域活性化と地域間交流の支援に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	自治会等の活動に参加したことがある市民の割合	%	39	未把握	36.3
2					
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	8	8	8	
トータルコスト	千円	238,662	399,220	220,751	
事業費（内書き）	千円	221,901	380,049	204,612	
人件費（内書き）	千円	16,761	19,171	16,139	

4 基本事業について (1~3)	
	令和4年度に向けた方向性
1	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯の増加や世帯の核家族化、また個人意識の高まりによる自治会などの地域コミュニティに参加する世帯の減少が進むとともに、住民の高齢化により、活動を継続することが困難になってきている自治会も生じてきている。その一方で、ひとり暮らし高齢者や障害者などの要援護者の見守りや、災害時の助け合い、地域ぐるみの防犯対策の重要性が高まり、地域コミュニティの大切さが再認識されていることから、地域のつながりづくりを進めることが必要となっている。 ・コミュニティ施設は、さまざまな年代の市民が自主的にコミュニティ活動を展開するとともに、そこで開催する事業を通じて市民同士の交流、地域の連携の場として重要な役割を担っているが、施設によっては、建物や設備の老朽化が進行している。安全かつ効果的に施設を使用していくため、機能の維持、保全を図る必要がある。
2	<p>令和4年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の啓発を実施し、自治会への参加を積極的に働きかける。 ・市民や市民活動団体等と協力したイベントなどを実施し、地域のつながりづくりに資する取り組みを行う。 ・さまざまな世代がコミュニティ活動や交流の場として施設を有効活用できるよう、各種事業の実施などを通じて利用者満足度の向上に努める。 ・利用者が安心・安全して利用できるよう、老朽化対策を実施し、コミュニティ施設の適切な維持管理に努める。
3	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市榛名地域とはこれまで、文化、スポーツ、教育等で培ってきた交流の実績をもとに、両地域の魅力を伝える事業を行っていくことで、今後さらに地域間の交流が活発化することが望まれる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、榛名地域宿泊施設利用助成件数は減少している。
	<p>令和4年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榛名地域宿泊施設利用補助対象施設の紹介をホームページ上で掲載し、利用の増加に結びつける取り組みを行うとともに、イベント事業のパンフレットの配置施設を増やす。 ・さらなる交流発展に向けて、各部課との調整及び高崎市榛名支所との連携を深めていく。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「地域力の向上」】

- ・コミュニティ活動の啓発を実施し、自治会への参加を積極的に働きかける。
- ・市民や市民活動団体等と協力したイベントなどを実施し、地域のつながりづくりに資する取り組みを行う。
- ・さまざまな世代がコミュニティ活動や交流の場として施設を有効活用できるよう、各種事業の実施などを通じて利用者満足度の向上に努める。
- ・多くの市民が活動や交流の拠点としているコミュニティ施設の老朽化が進んでいることから、東久留米市施設保全計画に基づき、適切に保全業務を実施していく。
- ・地域間交流については、榛名支所との連携を主としつつも高崎市関連部署との関係構築にも努め、交流進展を図るようにしていく。

6 令和4年度の施策の位置づけ

———

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	06 生活の安全・安心の向上
上位政策	03 住みやすさを感じるまち
施策統括課	防災防犯課 施策統括課長名 小泉 勝巳
関連課	職員課、防災防犯課、福祉総務課、健康課、児童青少年課、管理課、施設建設課、環境政策課
関連する個別計画等	東久留米市耐震改修促進計画、東久留米市地域防災計画、東久留米市国民保護計画、東久留米市業務継続計画、東久留米市安全・安心まちづくり推進計画、東久留米市交通安全計画、東久留米市空家等対策計画
予定計画事業	地震災害に強いまちづくり、防災行政無線(固定系)デジタル化工事、防災備蓄食料等の充実、空家等対策事業、街灯LED化事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが将来にわたって安全に、安心してらせるよう、災害対策の充実や防犯対策の向上に努め、万が一、災害に遭った場合でも、生活が続けられるための備えを進める。 ・市民一人ひとりのもしもの備えに対する意識のさらなる醸成を図ることはもとより、消防・防犯の関連機関や市民組織との連携強化を進める。 ・交通事故を未然に防止し、歩行者にやさしい交通安全諸施策を推進する。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
06-01 災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、防災行政無線の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫及び防災拠点の整備など、地域防災体制の強化充実に努める。 ・市民、事業者及び関係防災機関が一体となった実効性のある総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上に努めるとともに、緊密な協力体制の確立を図る。 ・市内の自主防災組織の育成強化を図るための支援を充実する。 ・消防団の充実・強化に努め、地域消防力の向上に努める。 ・地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、特定緊急輸送道路沿道をはじめ建築物の耐震化促進に向けた取り組みを充実する。 ・市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路などを事前に認識できるよう、洪水ハザードマップやパンフレットを配布するなど普及啓発を行う。 ・空き家などについて、事業者や土地・建物などの所有者または管理者に対して適切な管理を求めていく。
06-02 防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・警察などと連携を図り、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺への対策を推進する。 ・広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する防犯意識の普及と啓発活動を推進するとともに、自主防犯活動団体の育成に努める。 ・犯罪に関する的確で迅速な情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な地域活動を支援する。 ・市民、事業者、警察、防犯協会などとの連携強化に努める。 ・犯罪抑止の向上を図るため、防犯灯の新設や照度向上等の対策を進める。
06-03 交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路における安全確保のため、交通管理者等の関係機関との連携を図るとともに、地域の実情にあった交通安全対策の向上を図り、交通事故の発生に努める。 ・警察署や東久留米市交通安全協会などの関係機関と連携し、全国交通安全運動や交通安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上を促進する。また、交通事故に関する被害者等への支援に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	災害に備えて食料を準備している市民の割合（食料）	%	56. 5	未把握	63. 1
2	防犯上安全であると感じている市民の割合	%	65. 5	未把握	71. 4
3	交通人身事故発生件数（1月～12月）	件	260	266	194
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	40	34	35	
トータルコスト	千円	1,977,481	1,777,122	1,759,475	
事業費（内書き）	千円	1,885,811	1,694,045	1,663,079	
人件費（内書き）	千円	91,670	83,077	96,396	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内においても大きな揺れを観測し、地震対策にさまざまな教訓を与えた。その後も、熊本地震や大阪北部地震、胆振東部地震など、毎年のように規模の大きな地震が発生し、地震活動が活発な時期に入っている。首都直下を震源とする地震についても、発生リスクが高まっている。 一方、風水害については、平成30年7月豪雨では、西日本全域にかつてない降水をもたらした。令和元年台風15号では、房総半島に甚大な被害を出した。また令和元年台風19号では、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨による甚大な被害をもたらした。これらのいつ発生するか分からない大地震、集中豪雨や台風など、大規模な自然災害への備えを進めると共に、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策の実施など一層万全にしていく必要がある。 空家等については、団塊の世代の高齢化が進むに連れて、増えることが予測されている。今後、空家等に対する取り組みは、空家等が急激に増える前から進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、多発する地震や甚大化傾向にある台風などの風水害などに加え、災害時における新型コロナウイルス感染症対策など、様々な防災対策が求められている。大地震発生による本市の被害想定は、多摩地区で最も被害が大きいとされている多摩直下地震(M7.3)において、東久留米市内では震度6弱から6強の揺れが予測され、死者数、建物の全壊棟数、避難者数等が甚大な被害となる想定である。市としてはこの被害想定、並びに各種法令及び市の各種計画等の見直しなどを考慮した「東久留米市地域防災計画」の改訂を実施している。今後も引き続き、各種訓練の充実、防災行政無線の維持・更新、備蓄品の確保、防災倉庫・拠点の整備、避難所における感染症対策の強化、防災市民組織の育成、避難行動要支援者の支援体制の整備、建築物耐震化の促進など、大地震に備えた防災対策の強化充実に努めていく。また、台風の度重なる接近や集中豪雨などの風水害や火山噴火対策など、迅速な対応が図れるよう防災対策の強化充実に努めていく。 空家等については、平成31年度に策定した東久留米市空家等対策計画に沿った取り組みを進めていく。
2	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪白書によれば、刑法犯全体の認知件数は減少傾向にあるものの、特殊詐欺については増加傾向にある。特に、本市を含む田無警察署管内の特殊詐欺被害は認知数、被害額とも甚大である。また、市内において窃盗や侵入盗なども少なからず発生している。市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けては、市民一人ひとりが防犯意識を高揚させ、地域、事業者、警察、行政が連携協力の強化充実に努めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が安全で安心して暮らせるまちづくりは、市民一人ひとりが防犯意識を高めることが重要であり、広報活動や普及啓発活動を推進するとともに、地域、事業者、警察、行政の連携協力の一層の充実・強化に努めていく。また、防犯灯の整備や維持管理を適正に行うとともに、公園などの公共施設における犯罪抑止策の検討などについて推進していく。
3	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全の推進に向けて、都市計画道路における横断歩道の切り下げの段差解消等を図り、交通環境のバリアフリー化を実施し、道路交通環境の整備を実施してきている。 「東久留米市交通安全計画」における重点施策である「高齢者の安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「交通安全意識の普及及び徹底」に向け、田無警察や東久留米市交通安全協会などの関係機関と連携・協力しながら、春と秋の全国交通安全運動等による街頭啓発活動の実施や交通安全情報をホームページを活用し、広く周知等の取り組みを実施している。また、現行の「東久留米市交通安全計画」の計画期間が令和2年度までであることから、令和3年度策定された都の第1次交通安全計画を踏まえ、令和3年度、次期「東久留米市交通安全計画」の策定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通環境の整備に向けて、道路整備の際に、歩道の整備や段差解消を図るなど歩行空間のバリアフリー化に努める。 生活道路における安全確保のため、防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や維持管理を適切に行い、道路の安全性の向上に努めていく。 令和3年度、新たに策定する「東久留米市交通安全計画」における重点施策の推進に向けて、引き続き警察や関係機関との連携強化を図り、各種、交通安全運動の啓発活動に取組み、市民の交通安全に対する意識とマナーの向上の促進に努める。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「安全・安心な地域づくり」】

- ・「東久留米市地域防災計画」を改訂し、計画の着実な推進のため、自助・共助・公助の連携や、分散避難のための備蓄、避難所における感染症対策の強化、令和3年度策定の国土強靱化地域計画の推進など、災害に強いまちづくりの推進に取り組んでいく。
- ・防犯対策については、所管である田無警察署ほか関係機関と連携し、啓発及び対策を促進する。
- ・生活道路における安全確保のため、交通安全施設の整備や維持管理を適切に行い、道路の安全性の向上に努めていく。
- ・令和3年度に改定した「東久留米市交通安全計画」を踏まえ引き続き警察や関係機関との連携強化を図り、各種、交通安全運動の啓発活動に取組み、市民の交通安全に対する意識とマナーの向上の促進に努める。

【第5次長期総合計画における施策名「快適な住環境整備の推進」】

- ・空家等の対策については、東久留米市空家等対策計画に沿った取り組みを引き続き進めていく。

6 令和4年度の施策の位置づけ

———

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	07 生活の快適性を支えるまちづくり
上位政策	03 住みやすさを感じるまち
施策統括課	都市計画課 施策統括課長名 久保 隆義
関連課	環境政策課、都市計画課、道路計画課、管理課、施設建設課
関連する個別計画等	東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)、道路舗装補修工事5カ年計画、(市)橋梁長寿命化修繕計画、(市)都市計画マスタープラン、(市)第二次緑の基本計画、(市)都市公園施設長寿命化計画、(市)公共下水道プラン
予定計画事業	生活道路の整備、橋梁長寿命化修繕計画、都市計画道路の整備、都市計画事業の推進、都市計画マスタープランの改定、地区計画の策定・用途地域の見直し(市街地整備事業の調査・検討)、公園施設の長寿命化 他
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしく、利便性と快適性を兼ね備えた都市環境をつくるため、自然環境や周辺環境と調和した市街地整備を進めるとともに、日常生活及び広域的視点に立った、道路交通体系の整備、下水道、公園をはじめとする都市機能の充実を図る。 ・土地利用に関する方針に基づき、きめ細やかで計画的なまちづくりの推進に努める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
07-01 道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進める。 ・だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進める。 ・道路の緑化や透水性舗装等、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討する。 ・電線等の地中化や歩行空間のバリアフリー化を促進し、安全・安心・快適な交通環境の整備を図る。 ・「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、計画的・効果的に都市計画道路の未整備区間の整備を推進する。 ・市道改修事業については、整備の優先度を踏まえながら事業を進める。
07-02 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地のまちなみや都市景観を良好なものにしていくため、建築物の用途や高さの限度などを定めることができる地区計画等の都市計画制度を活用した取組を進める。 ・都市計画マスタープランに即したまちづくりを進めるため、都市基盤整備や大規模団地の建替えに合わせ、市街地整備制度や地区計画等の都市計画制度を活用し、産業集積や良好な市街地の形成を図る。 ・都立六仙公園の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請する。 ・公園の整備にあたっては、周辺の環境を考慮し、特色ある公園づくりを進めるとともに、老朽化した公園遊具の修繕等を計画的に実施し、安全・安心で魅力ある公園づくりを進める。 ・生産緑地地区制度を活用し、緑地機能及び多目的保留地機能を兼ね備えた農地を保全し良好な都市環境の形成を図る。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる令和4年を見据え、都市農地の果たす役割を考慮し計画的な保全に向けた方策を検討する。
07-03 交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の新設や変更について、関係機関に要望や協議を行い、路線バスの利便性向上に努める。 ・他自治体による公共交通の新しい取組状況等について情報収集を行い、財政状況を勘案しながら地域性や道路環境等を考慮した地域公共交通の充実に向けた検討を行う。 ・放置自転車については、引き続き利用者等に対し指導を行うとともに、撤去を行い、放置自転車による通行障害等の解消を図る。また、不足が懸念される自転車等駐車場については、運営について民間活力の活用も含め検討を行い、新たに恒久的な施設の確保に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
07-04 公共下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図る。 ・経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、施設の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進する。 ・施設の維持管理については、従来の発生対応型から長寿命化を含めた予防保全型への転換を図るとともに、限られた財源を有効に活用すべく、優先順位や事業費の平準化を考慮した効率的な実施を図る。 ・支出と収入のバランスを考慮し、下水道施設の効率的な管理を推進することにより、安定した下水道経営を行う。 ・地方公営企業法の適用に向けて、検討・準備を行う。 ・台風や局所的な豪雨も視野に入れ雨水事業を推進し、道路冠水箇所の解消に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	良好なまちなみ景観が形成されていると感じている市民の割合	%	68	未把握	75
2	市内の道路を通行するときに危ないと思ったことがある市民の割合	%	70.9	未把握	75.6
3	市内の移動に不便を感じている市民の割合（公共施設、日常生活、医療機関）	%	44.3、34.3、43.0	未把握	43.4、34.8、43.2
4	雨水下水道整備率	%	13.8	13.9	14.1
5	水洗化率	%	99.6	99.7	99.7

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
本施策を構成する事務事業数	本	67	61	60
トータルコスト	千円	3,072,088	2,543,377	3,589,098
事業費（内書き）	千円	2,805,965	2,287,897	3,307,837
人件費（内書き）	千円	266,123	255,480	281,261

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備については、「第四次事業化計画」において市施行の優先整備路線として位置付けられている東村山都市計画道路3・4・13号線及び同3・4・21号線（幸町・小山・本町区間:約1.8km）を3工区に分割し、幸町五丁目地域の冠水の早期解消を図るため、第1工区（幸町区間）より事業に着手し、物件調査、用地確保を進めている。第2工区（小山・本町区間）についても、令和2年8月に事業認可を取得し、物件調査に着手した。 ・都市計画道路の整備については、現下の厳しい財政状況のなかではあるが、「第四次事業化計画」に基づき、優先整備路線の整備を国や都の補助金等を活用し、計画的、効率的に進めていく必要がある。 ・平成31年3月に策定した「東久留米市無電柱化推進計画」に基づき、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出等を図るため、無電柱化に向けた取組みを進めている。 ・市道改修事業については、現在、補助幹線道路（南沢通り）の拡幅に向け、用地交渉を進めている。 ・市道の安全な利用に向け、平成31年度に令和2年度から6年度を計画期間とした、市道舗装補修の考え方となる「東久留米市第4期道路舗装補修工事5カ年計画」を策定した。今後、本計画により、舗装の健全性の確保に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備については、優先整備路線の整備に向け、国や都の補助金等を最大限活用し、後年度負担にも注意を払いつつ、着実に事業を推進する。また、市道改修事業は、残りの用地取得に向け、地権者の理解・協力を得るよう努めると共に、土地収用に関する方策を研究していく。 ・現道の無電柱化については、重要な防災拠点である東久留米消防署に面した「さいわい通り」から都の補助金を活用し、取組みを進める。 ・市道の補修等については、「東久留米市第4期道路舗装補修工事5カ年計画」等に基づき、都の補助金等を活用し計画的に実施する。また、避難所周辺の啓開道路を中心に、路面下空洞調査を計画的に実施し、道路陥没を未然に防止することや、5年毎の橋梁の法定点検の実施結果を踏まえ、計画的に橋梁の長寿命化対策を図るなど、道路の安全性を高める。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・本町、小山及び幸町地区の東村山都市計画道路3・4・13号線及び同3・4・21号線沿道については、今後の地区計画の策定等に向け、地域の課題等の抽出やまちづくりに関する意識の醸成等を図る必要があることから、平成31年度に当該地区の土地所有者を対象として、意向調査の実施やまちづくりニュースの発行を行った。 ・生産緑地制度については、平成30年度に面積要件の緩和等、制度の見直しを行った。なお、特定生産緑地の指定については、令和2年度から開始しているが、今後は、さらなる制度の周知を図り、指定期限を踏まえ意向の把握を行う必要がある。 ・都市計画マスタープランについては、令和3年中の改定に向け、令和2年度から、市民意見の聴取等を行いつつ、学識経験者や市民等で構成される改定検討委員会において検討を進めている。 ・現在、市民1人当たりの公園面積は、近隣の市に比べ少ないが、都立六仙公園の整備により、市内の公園の充実度の向上が期待されており、公園の計画面積全体の開園に向け、さらなる促進が求められている。また、向山緑地公園については、都市計画変更を行い、拡幅に向けた取組みを行っている。なお、公園の老朽化した遊具等の施設の維持管理については、計画的に取り組むことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東村山都市計画道路3・4・13号線等の沿道については、都市計画マスタープランの改定を踏まえ、周辺環境と調和した良好なまちなみの形成や防災性の向上等を図る土地利用を誘導するため、地区計画の策定や用途地域の変更等の検討を進める。 ・生産緑地地区については、面積要件緩和や再指定等、新たな制度を活用し、新規指定を拡大する取組を進めるとともに、特定生産緑地の指定を積極的に進め、緑地機能を持つ農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境の形成に努める。 ・都市計画マスタープランの改定を踏まえ、都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導に向けた土地利用や、地域活力の向上に資する用途地域の見直しなどの検討を行っていく。 ・向山緑地公園の拡幅については、引き続き拡幅に向けた取組を行う。また、都市公園の老朽化した公園遊具等については、公園施設長寿命化対策事業により計画的に修繕を実施し、安全・安心な魅力ある公園づくりの取組みを進める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月にデマンド型交通についての利用状況、満足度等を把握するため、「東久留米市デマンド型交通」の利用者アンケートを実施した。 ・公共交通空白地域の減少に向けた、都市計画道路等の新たな整備に伴うバス路線の拡充については、バス事業者に対し継続的に要望を行っていく必要がある。 ・駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、平成30年3月に策定された「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、令和3年度からの駅西側の施設整備に向けた取組みを都市計画事業として進めてきている。当該事業は、特定財源として国や都の補助金等を活用するとともに、市が資金調達を行い、民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営を一括で行うDBO方式としたPFI等手法を導入したうえで、総合評価落札方式による入札の手続きによる事業者選定の取組みを進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯や高齢者を対象としたデマンド型交通については、周知活動に努めるとともに、様々な視点から利用実績の検証を進める。 ・地域公共交通の充実に向け、バス事業者には道路整備の計画・進捗状況等について、継続的な情報提供に努める。 ・放置自転車等対策については、引き続き自転車等の放置防止の啓発や指導を行うとともに、放置自転車等の撤去による道路の通行障害の解消に努める。 ・自転車等駐車場整備事業については、PFI等手法（DBO方式）により、令和6年3月までに東久留米駅西口第一及び第二駐車場の設計、建設を進める。また、当該施設を含めた東久留米市立自転車等駐車場について、令和16年11月30日までを期限として、指定管理者による維持管理、運営を行う。

4 基本事業について (4~5)

	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道（雨水）事業については、これまでも雨水整備を継続的に進めており、浸水被害の軽減に一定の効果が現れているが、現在の整備率は、14.1%であり、公共下水道（雨水）未整備地域の比率は高い状況にある。また、近年の都市化の進行に伴う保水機能等の低下もあり、台風や局所的豪雨による道路冠水等が増加傾向にあるため、引き続き公共下水道（雨水）整備を進めていく必要がある。 ・一方、雨水整備に要する費用は、汚水の整備と比較し管径等の施設規模が大きくなることから、膨大な費用と整備期間を要するため、計画的かつ効率的に冠水対策を図っていく必要がある。 ・下水道事業は、限られた収入の下で安定的かつ継続的なサービスの提供を求められていることから、令和2年4月1日から地方公営企業法を一部（財務規定）適用した。また、令和2年度には、「東久留米市下水道事業経営戦略」を策定しており、今後は財政と経営状況を踏まえ、投資計画と財政計画の収支が均衡する健全な事業経営の実現を目指す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の局所的豪雨等により発生する道路冠水などに対応する公共下水道（雨水）事業は、多額の事業費と長期の事業期間を要することから、事業計画等の策定に向けた検討を行い、計画的かつ効率的に整備を進める。 ・下水道施設を一体的に捉え、当該施設の老朽化に対応する長寿命化を進め、持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的とした「下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、下水道施設の長寿命化対策を継続的に進める。 ・下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、地方公営企業法の適用による公営企業会計に則り、限られた収入で、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、自らの資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律の向上に向け、「東久留米市下水道事業経営戦略」に即し事業の効率化と財源の確保を進める。
5		

5 令和4年度に向けた施策方針

<p>【第5次長期総合計画における施策名「快適な住環境整備の推進」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路整備や市道改修・補修は、補助金等を活用し、安全性・快適性に配慮し、計画的かつ効率的に事業を進める。 ・良好な市街地環境の形成を図るため、都市計画道路の整備に合わせ、地区計画等の検討を進める。 ・安全・安心な魅力ある公園づくりに向け、向山緑地公園の拡幅及び公園長寿命化対策事業に取り組む。 ・地域公共交通については、子育て世帯や高齢者を対象としたデマンド型交通の周知に努め、利用実績等の検証を進めるなど、地域公共交通の充実に向けた取組を進める。また、新規バス路線の開設について、引き続き関係機関へ要望や協議を行う。 ・自転車等駐車場は、PFI等手法（DBO方式）により、都市計画自転車駐車場を建設するとともに、当該施設を含めた東久留米市立自転車等駐車場の維持管理、運営を指定管理により行う。 ・公共下水道（雨水）事業は、事業計画等の策定に向けた検討を行い、計画的かつ効率的に整備を進める。また、公営企業会計により、財政規律を保持し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組む。
--

6 令和4年度の施策の位置づけ

--

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	08 高齢者福祉の推進
上位政策	04 健康で幸せにすごせるまち
施策統括課	介護福祉課 施策統括課長名 田中 徳彦
関連課	福祉総務課、介護福祉課
関連する個別計画等	東久留米市地域福祉計画(第3次改定版)、第7期(平成30年度~令和2年度)東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
予定計画事業	新たな支え合いの構築、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが住み慣れた地域社会で安心して生活が続けられるよう、民間福祉機関や団体、地域社会などとの協働により、地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、社会参加と交流の促進を図る。 ・介護が必要な状態となっても、支援を必要としている本人やその家族が安心して暮らせるよう社会全体で支え合う仕組みを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図る。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
08-01 地域福祉基盤の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな生活課題への対応に取り組み、地域福祉の推進を図る。 ・市民が福祉への意識・関心を高め、新たな支えあいの仕組みづくりを理解してもらうため、ボランティアや自治会活動、地域交流などの活性化を図る。 ・身近な地域でつなぐ仕組みづくりを進めるため、地域福祉コーディネーターを段階的に配置し、市民、関連機関、市が連携し、参画の機会・経験を積み、市と市民が協働しながら、地域社会のさまざまな福祉課題の解決に努める。 ・民生・児童委員の担い手の確保、活動の充実に向けた取り組みを推進する。
08-02 交流の場と安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスと地域団体、ボランティア、NPOなどによる地域福祉活動相互の結びつきを深め、地域の高齢者を始めとする市民一人ひとりが参画できるよう、地域のネットワークづくり・地域づくりを進める。 ・高齢者自身が地域社会を支える存在や担い手として、社会活動や地域活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。 ・関係機関との連携を強化し、日常の見守りや災害時に支援ができるネットワークを形成し、地域全体で高齢者や要援護者を支える体制を推進する。
08-03 自立生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域で生活する高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターを連携拠点として地域包括ケアシステムの充実に努める。 ・介護予防対象者を早期に把握し、要支援などになるおそれが高い介護予防対象者に対しては、介護予防ケアマネジメントを行うなど、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」の充実に努める。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、地域住民や関係機関、民間企業と連携して、多様なサービスの提供体制づくりを推進する。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）

基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
08-04 介護保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の安定的な運営とサービスの質の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護保険サービスの充実に取り組む。 ・第7期介護保険事業計画に基づき、世帯非課税低所得者の保険料軽減を行うなど、利用者負担の見直しを適切に行う。施設及び居宅サービスは、生活圏域に配慮して適正に事業者の誘導を行う。 ・地域住民や自治会などと連携し、介護予防事業への参加の促進と介護予防の意識を高める環境づくりに努める。

2 施策の成果指標と実績

No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	民間福祉サービス提供団体数	団体	8	8	9
2	要介護認定率（認定1号被保険者数／1号被保険者数）3月末	%	17.9	18.6	19.3
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト

項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
本施策を構成する事務事業数	本	49	47	46
トータルコスト	千円	8,939,244	9,496,690	9,752,550
事業費（内書き）	千円	8,805,709	9,357,735	9,609,823
人件費（内書き）	千円	133,535	138,955	142,727

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援に欠かせない存在の民生・児童委員の欠員が定数の3割程度となり、地域福祉基盤の育成、強化に向けての課題となっている。 ・地域での身近な相談支援や関係機関とのネットワークづくりなど、地域を「つなぐ」役割を果たす仕組みとしての地域福祉コーディネーター配置事業を行っており、地域の「つながり」と「支えあい」を進めていくことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員については、令和元年12月の一斉改選後も欠員が生じていることから、引き続きその役割を担う方の確保のため、常時適任者に関する情報を収集し、適任者を推薦できるよう取り組む。 ・地域福祉コーディネーター配置事業については、引き続き、西部地域において関係機関や生活困窮者自立支援制度による支援相談員と連携し、アウトリーチを行い事業を実施し、福祉制度の狭間に置かれた方への個別支援や地域・団体支援に取り組む。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が28%を超え、稼働年齢層を中心とする世代が高齢者世代を支えるという従来のスタイルの維持が困難となっている。 ・今後は高齢者同士の支え合いや次世代育成にもつながる世代間交流による支え合いが求められる。 ・高齢者自らが社会参加の機会を増やしていく仕組みづくりが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者には、地域社会を支える担い手として、社会活動や地域社会に参加できるよう支援していく。 ・また、そのために自治会や協働に取り組む市民活動団体との連携が図れるよう、機会の提供をする。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者や、要介護・要支援認定者の増加に伴い、住まい、介護予防、生活支援などを一体的に提供する、「地域包括ケアシステム」を深化していくことが課題となっている。 ・住民主体の地域の支えあいなどの円滑な実施が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においても、引き続き、自立支援・重度化防止等に関する施策及び介護予防・健康づくりに資する施策に取り組むとともに、在宅医療・介護連携や認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策などの事業に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進に努める。 ・地域包括ケアシステムを支える介護人材のすそ野を広げる事業の取り組みを引き続き行う。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護（要支援）認定者数は6,596人（前年度比4.7%増）、保険給付費は8,661百万円（前年度比3.2%増）となっている。 ・給付費は計画の範囲内であるが、引き続き、給付費の適正化などの取り組みが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においても、制度の持続可能性を維持しながら事業の進捗の把握と計画の達成に向けた運営に努める。 ・国が進める地域包括ケアシステムを支える業務効率化にも資する取り組みとして、介護関係11手続きのオンライン化（自治体DX）の構築に向けた取り組みを推進する。
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「支え合う地域福祉の推進」】

- ・高齢者が安心して暮らせる地域社会とするため、「地域福祉計画（第3次改定）」（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）に沿って、引き続き、「新たな支え合い」の構築をめざしていく。
- ・「支え合う地域福祉の推進」という視点から、生活保護に至る前段階の自立支援・生活困窮対策事業全体を通して、市、関係機関の役割を検討、整理していく。

【第5次長期総合計画における施策名「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」】

- ・2025（令和7）年及びその先の2040（令和22）年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を過ごせるよう、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、医療・介護・介護予防・健康づくり・生活支援・住まいを一体的に支援する施策の取り組み（地域包括ケアシステムの構築）を継続的に推進する。また、地域の状況に応じたサービス基盤の整備及び人的基盤の確保に留意し、将来に向かって持続可能な介護保険制度の運営に努める。

6 令和4年度の施策の位置づけ

—————

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	09 障害者福祉の推進
上位政策	04 健康で幸せにすごせるまち
施策統括課	障害福祉課 施策統括課長名 森田 吉輝
関連課	障害福祉課
関連する個別計画等	東久留米市障害者計画、第5期東久留米市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画、東久留米市地域福祉計画(第3次改定版)
予定計画事業	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進める。 ・関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
09-01 日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念をより浸透するため、啓発活動を推進する。 ・障害者及び難病者などが、福祉サービスを活用しながら、地域で自立して生活できるよう支援する。 ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、市民等への周知、意識啓発に努める。 ・地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、第4期(平成27~29年度)及び第5期(平成30~32年度)障害福祉計画の施策の評価・進行管理などを実施する。
09-02 日中活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する理解の周知・啓発を図り、一般就労(企業就労)、就労継続に向けた支援をハローワークなどの関係機関とともに推進する。 ・就労支援室の活動を通じて、一般企業への就職と定着を総合的に支援する。 ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度策定し、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつなげる支援を行う。 ・身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、障害者の社会活動への参加を促進する。
09-03 障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や発達検診の実施により、障害児(発達障害を含む)の早期発見・療育を推進する。 ・わかさ学園発達相談室と子ども家庭支援センターや教育関係機関など、障害児本人を基本に、必要に応じてその家族などに対する相談を行い、切れ目のない支援体制に努める。 ・第1期障害児福祉計画に基づき、市がこれまで実施してきた療育及び相談活動を活用し、地域支援に努めていく。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	福祉施設から一般就労への移行者数	人	11	9	5
2	施設入所支援サービス利用者数	人	95	99	97
3	共同生活援助サービス利用者数	人	148	163	176
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	48	47	46	
トータルコスト	千円	4,003,913	4,275,865	4,374,446	
事業費（内書き）	千円	3,808,312	4,073,105	4,177,379	
人件費（内書き）	千円	195,601	202,760	197,067	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のさまざまな活動に参加して、自己実現できる地域社会をめざしていく必要がある。日常生活の支援において、住み慣れた地域で生活を続けたいという障害者の意思に基づき、障害福祉サービスを提供しているが、障害者だけでなく、難病患者等へのサービス提供に向け、積極的かつ丁寧に生活状況の聴取を行なっている。 ・障害者の高齢化・重度化や親なき後を見据えた体制を整備するため、「障害福祉計画」に沿って事業量の見込み量確保に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援サービス、児童系サービスについては、障害当事者や障害者団体の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業所の代表からなる「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を点検・評価してきた。令和3年度を始期とする「障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、障害者等を地域社会で支える仕組みの実現に努める。 ・市民に対し、「障害者差別解消法」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」について、地域自立支援協議会やその専門部会と協同し、障害者の差別解消に向けた市民への周知、意識啓発に努める。 ・障害福祉人材の確保に努めるとともに、障害者の高齢化や重度化などを見据え、障害者の生活を地域全体で支える相談支援体制やサービス提供体制の構築を検討していく。 ・医療費については、心身障害者医療費助成、難病医療費助成、自立支援医療の助成により、経済的負担を軽減するように支援していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の支援においては、就労面や生活面での支援を提供し、障害者本人に適した形で就労できるようにサポートしていくことが必要である。また、障害者の社会参加実現には、地域との交流を図りながら進めていくことが大切である。障害特性の理解に向け、意識啓発とその周知が求められる。 ・一般就労に向けては、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」が中核的施設としての役割を担っている。また、市役所でも実習生の受け入れを行い、協力企業と共に一般就労に向けての支援を行っている。「東久留米市障害者優先調達推進方針」については、障害者就労施設等からの物品等の調達を増やすように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことは障害の有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していくうえで重要な要素である。地域の中で生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するために、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できるよう支援していく。 ・障害者就労支援室「さいわい」、「あおぞら」を中心に、ハローワークなどの関係機関とともに、企業に対して障害者に対する理解の周知・啓発を図り、障害者の企業への就職と定着を支援していく。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・わかさ学園は、令和2年4月に児童発達支援センターへと移行し、障害児療育に取り組んでいる。また、健康課と連携体制をとりながら、市内全域の就学前児童の発達相談を受け付け、早期療育につなげている。 ・発達相談室は親子療育をはじめ、18歳までの障害児相談支援事業所として、サービス利用計画を作成しており、小中学校、特別支援学校及び教育相談室との連携体制をとり、市内全域の学齢期までの児童の相談に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度を始期とする「第2期障害児福祉計画」の実現に向け、地域自立支援協議会において、取り組み状況を点検・評価し、意見を参考にしながら検討していく。 ・療育の充実を図るため、健康課、教育相談室、学校、幼稚園、保育所等、他施設・関係機関との連携を一層進め、市内全域の障害児支援とその対応について検討していく。 ・地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として展開していく。 ・医療的ケア児の支援については、地域自立支援協議会での意見を参考にし、児童発達支援センターを活用しながら検討を進めていく。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「障害者がいきいきと暮らせる地域づくり」】

- ・令和3年度を始期とする「障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に沿って、障害者が必要とするサービスを適切に利用できるよう、見込み量の確保に努める。
- ・児童発達支援センターわかかさ学園においては、通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かし、発達健診への職員の派遣をはじめ、庁内連携や関係機関との連携を強化し、発達に課題などのある支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に努める。加えて、保育園や幼稚園などへの巡回相談などを実施することで、広く発達に課題のある子どもに対して支援を行っていく。
- ・「東久留米市地域自立支援協議会」において取り組む障害福祉関係者の相互連携、地域における情報共有、障害者・児への支援等に係る協議・活動を支援していく。

6 令和4年度の施策の位置づけ

——

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	10 健やかな生活を支える保健医療の推進
上位政策	04 健康で幸せにすごせるまち
施策統括課	健康課 施策統括課長名 浦山 和人
関連課	福祉総務課、健康課、保険年金課
関連する個別計画等	(都)保健医療計画、(都)北・北保健医療推進プラン、(市)地域福祉計画(第3次改定版)、(市)健康増進計画(第2次)、(市)第2期国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画、(市)国民健康保険データヘルス計画、(市)自殺対策計画
予定計画事業	健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ(第2次)」の推進、健康増進・サポート事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが健康でいきいきとした生活を続けられるよう、各種健診や健康増進のための保健事業を促進し、市民が自ら行う健康づくりを積極的に支援するとともに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療サービスの充実に努める。 ・医療保険制度、生活保護などの適正な運営に努め、市民生活の安定と自立の促進を図る。
基本事業名(1~3) 第4次長期総合計画における方向性	
10-01 保健医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化、多様化する医療ニーズに対応し、地域の実情にあった医療を安全に提供するため、各関連機関や保健医療圏内との連携強化を図る。 ・医師会・歯科医師会・薬剤師会とともに、医療に関する情報提供の充実に努め、身近な地域で相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着の促進を図る。
10-02 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命を延ばすことを目標に、あらゆる年代が自らの健康に対する意識を高め、活動を継続していけるよう、地域での健康づくりの環境整備を市民と協働で推進する。 ・予防接種事業の法定化などの動向に注視し、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診・保健指導の充実と継続受診率の低い若い世代を含めた受診率向上に努める。 ・心の健康に関する正しい知識の普及と、相談窓口などの情報提供を行う。
10-03 医療保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が安心して国民健康保険制度を利用できるよう、情報提供に取り組むとともに、財政の安定化のために、適切な保険給付及び保険税賦課を行い、税の収納率の向上に努めながら、公正な制度の運営を行う。 ・医療費適正化をめざし、特定健診などによる生活習慣病の早期発見・早期治療、レセプト点検及び療養費の二次点検の実施、ジェネリック医薬品の利用促進などを通じて医療費の抑制に努める。 ・平成30年度に実施された国民健康保険制度運営の都道府県単位化を踏まえ、財政運営の責任主体である東京都とともにその運営に取り組む。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
10-04 生活の安定と自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、要保護者の実態と必要な支援の把握に努め、生活保護制度の適切な運営を図る。 ・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業に取り組み、自立に向けた支援を推進する。 ・自立支援のための相談体制の充実を図るとともに、福祉部門をはじめとした庁内関係部局との連携体制、地域福祉コーディネーターとの連携、並びにハローワークと一体となった就労支援体制の強化に取り組む。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	心身ともに健康であると感じている市民の割合	%	66. 6	未把握	78. 4
2	安心して国民健康保険制度・後期高齢者医療制度が利用できると感じている市民の割合	%	69. 9	未把握	82. 1
3	健康診査（特定健診・後期高齢者健診）の受診率	%	53. 3	52. 9	49. 0
4	生活保護の受給率	‰	19. 4	19. 2	19. 2
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
本施策を構成する事務事業数	本	50	49	48
トータルコスト	千円	19,788,072	19,323,102	19,494,518
事業費（内書き）	千円	19,424,297	18,958,394	19,129,439
人件費（内書き）	千円	363,775	364,708	365,079

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染が都内に広がり、引き続き感染症対策の充実が必要となっている。こうした中、健康危機管理事業の変容等による様々な環境変化にも適応できる保健医療体制の地域基盤づくりが重要となっている。その中で市内に医療施設(病床数)が少なく、専門的・高度な医療の提供を確保するため、北多摩北部医療圏の医療施設、及び第二種感染症指定医療機関でもある公立昭和病院との一層の連携強化を図る必要がある。 ・感染症を所管する東京都・多摩小平保健所との連携・協力体制の強化を図り、市民等への情報共有が必要である。 ・初期医療及び日常的な健康管理の要となる、かかりつけの医師・歯科医師・薬局をもつように推進してきたが、要介護認定において主治医の意見書を必要とすることもあり、高齢者層には一定の浸透が図られている。 ・地域の医師会や市内の病院及び多摩北部医療センター等の近隣の医療施設の協力を得て、市民の安心の資源となる、休日救急・歯科診療、準夜間診療体制や、平日準夜間小児初期救急医療の安定的な供給ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療協議会の運営等により、地域医療の要となる三師会との良好な協力関係を維持していく。 ・感染症対策において、保健所との連携・協力体制を強化していくと共に、市民への適時、適切な情報提供に努める。 ・黒目川診療所が開設され、地域包括ケア等医療を提供する病床が増え、さらに滝山病院の増床が予定されている。在宅医療・介護連携推進協議会において、地域の在宅療養の課題を関係機関と共有し、主治医・介護関係のサービス事業所と共に、在宅医療の充実に向けた環境作りに努めていく。 ・引き続き、休日診療や平日準夜勤小児初期救急医療の安定的な提供が出来るよう、医師会と意見交換していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診及び特定保健指導による生活習慣病対策を重視して取り組みを進めてきた。健診の受診率は東京都平均を上回っているものの、保健指導の実施率に依然として課題がある。 ・現在のまちづくりを反映させた気軽に取り組めるコースのウォーキングマップを作成し、普及活動をしている。 ・5がん検診による、がんの早期発見～治療に努めているが、受診率がなかなか上がらない点は課題である。 ・予防接種事業では、風しん第5期の予防接種に新たに取り組んだが、実施率は国の目標を下回っている。 ・令和2年2月に市として初の自殺対策計画となる「東くるめほっとプラン」を策定した。国全体では自殺死亡率の減少が見られるが、本市では年によりバラツキがあり、減少傾向と言い切れない状況で推移している。 ・それぞれの取り組みに課題はあるが、平成31年度の65歳健康寿命(東京保健所長会方式/要介護2以上)の数値では、全都で女性が1位、男性が7位となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ(第2次)」に基づき、引き続き健康寿命を延ばすことを目標に、あらゆる年代が自らの健康に対する意識を高め、活動を継続していけるよう、地域での健康づくりの環境整備を健康づくり推進員とともに推進していく。 ・好評を得たウォーキングマップを活用したキャンペーン等を実施していく。 ・5がん検診のうち、市に申請する胃がんと乳がんについて、令和2年度からスマートフォンから電子申請できるように事務フローの見直しを図ったので、その効果を検証しつつ、より検診を受けやすい体制を構築していく。 ・令和2年度下半期から取り組んでいるロタウイルス及び風しん第5期の接種率の向上を図るために、市民周知に努めていく。 ・「東くるめほっとプラン」が理念としている「みんなでこころ支えあう心地よいまち」を目指し、市民向けゲートキーパー講座などに取り組んでいく。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険・後期高齢者医療制度は国民皆保険の中核となる医療保険である。国民健康保険被保険者は農業や自営業従事者から、年金受給者、被用者とその家族、無職の人等へと、その構成が変わってきている。被保険者の特徴は、高齢者が多いこと、所得水準が相対的に低いことなどが挙げられ、団塊の世代を中心とした層の増加による高齢化の進展、医療技術の進歩等に伴う医療費の増大に加え、被用者保険加入対象の拡大から非常に厳しい財政運営を強いられている。 ・課題として、平成30年度の国保制度改革以降、被保険者への影響が過度にならないよう、いかに「解消・削減すべき赤字」を計画的に減らしながら税率改定の在り方を検討していくかが重要である。 ・平成31年度末に6年間の目標年次及び数値目標を国保財政健全化計画に設定したところであるが、直面する感染症拡大を受けた令和4年度の国保財政運営、中長期的な見込が見極めづらくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営の面では、保険者努力支援制度を中心としたインセンティブ確保に努める。また、医療費の面では、特定健診等による生活習慣病の早期発見・早期治療、レセプト点検、柔道整復等の二次点検の実施、ジェネリック医薬品の利用促進に加え、重複頻回受診への対応、糖尿病性腎症重症化予防事業、医療費通知事業、第三者行為の求償、などを通じて適正化に努める。 ・加えて、国保制度の面では、平成30年度に実施された国保運営の都道府県単位化を踏まえ、事務の効率化などその適切な対応を図りつつ、制度設計者の国、財政運営の責任主体である東京都と共に健全化・安定化に取り組む。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は世帯数、人員数とも横ばいの状況であるが、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活困窮者からの相談が増えており、今後の動向を注視する必要がある。 ・保護受給者に占める高齢者の割合が年々高まっており、世帯類型に占める割合は約55%となっている。 ・引き続き就労支援を中心とした自立支援の取組みを組織的に行い、生活保護世帯の自立及び生活保護費全体の縮減に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働年齢層を含む世帯に対しては、経済的自立に向けた就労支援を実施するとともに、就労の阻害要因の無い世帯に対しては積極的に就労を促していく。 ・また、高齢者世帯、傷病者世帯等については、必要な行政サービスが受けられるよう、ケースワーカーを中心に支援していく。 ・さらに、生活保護に至る前及び生活保護から自立した世帯に対して、必要に応じて自立相談支援を活用し、安定した生活に向けた支援を図っていくとともに、国における生活困窮者対策事業等の支援の動向を注視していく。
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「健やかな生活を支える保健医療の推進」】①感染症等に伴う多様化する医療ニーズへ対応するため三師会等との連携を強化し、地域の実情に則した医療の提供を目指し、医療に関する情報提供の充実を図る。②東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ(第2次)」に基づき、健康づくりを推進する。③予防接種率及び特定健診・特定保健指導の受診率向上に努める。④市自殺対策計画「東くるめほっとプラン」を推進する。⑤保険医療制度の運営については、高齢者世代、現役世代が、将来にわたり安心して保険制度を利用できるよう、被保険者に対して適正な保険料(税)賦課及び保険給付を行い、引き続き、適正な制度運営に努める。⑥国民健康保険においては、平成30年度に実施された制度改正を踏まえ、適切に対応していく。【第5次長期総合計画における施策名「支え合う地域福祉の推進」】①生活に関する相談支援体制の充実を図るために、生活困窮者自立支援制度による支援相談員と生活保護法による面接相談員との連携強化を図り、地域福祉コーディネーター等とも協力し、包括的な支援を実施していく。また、生活保護に至る前段階の自立支援・生活困窮対策事業全体を通して、市、関係機関の役割を検討、整理していく。

6 令和4年度の施策の位置づけ

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	児童青少年課 施策統括課長名 新妻 理成
関連課	健康課、子育て支援課、児童青少年課
関連する個別計画等	東久留米市子ども・子育て支援事業計画、東久留米市母子保健計画
予定計画事業	子ども・子育て支援事業計画の推進、待機児童解消に向けた保育サービスの拡充、市立保育園の民間化に向けた取り組み、さいわい保育園の民営化、しんかわ保育園の民間化、児童館の整備、相談機能・児童虐待への対応
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。 ・関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。
基本事業名(1~3) 第4次長期総合計画における方向性	
11-01 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育てをめぐる大きな環境変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、民間から供給されるサービスを活かしながら、待機児童解消や保育サービスの拡充を図る。 ・子ども・子育て支援新制度で創設された小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業の整備や幼稚園の認定こども園への移行の推進に努める。 ・子育て支援サービスの量を拡充するとともに質の向上をめざす「子ども・子育て支援新制度」の普及に努める。 ・学童保育所の施設・整備、機能の充実を努める。
11-02 親と子の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、情報の提供や事業を通じて交流の機会を設け保護者の仲間づくりを支援するとともに、相談窓口の強化を図り、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を充実する。 ・地域で安心して子どもを産み育てることができるように、子どもと保護者の心身の健康を維持・増進を図るため、育児不安などによりフォローが必要な母親に対しては、関係機関・関係部署との連携を図り、支援する。 ・母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努める。
11-03 子育て家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が安心して子育てができるよう、児童手当などの各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。 ・各種手当や助成制度にかかるさまざまな手続きの窓口では、子育てに関する初期相談窓口としての役割を果たし、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口に引き継ぐ機能を充実させる。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
11-04 家庭・地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていく環境づくりを進めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成の活動を支援する。 ・市内各保育所における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図る。 ・児童館は、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携に努める。 ・子ども家庭支援センターは、(1)調整機関として総合相談やサービスの提供、(2)地域の組織化、(3)要支援家庭の支援、(4)在宅サービスの基盤整備、(5)虐待対応などの専門性の強化などに取り組む。 ・地域子育て支援センターは、地域における住民の子育て支援活動を促進し、子育てグループの活動の支援、講座の開催、情報提供などを行う。 ・子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、計画的に推進される支援事業、子育て支援機能、NPOや子育てサークルなどの充実に努める。 ・子育て中の親子や妊婦などが事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるように情報提供、相談・援助を行う。
11-05 支えが必要な子どもと家庭への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持たない家庭のために就業と子育てを両立させていくための支援に努める。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援をしていく。 ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努める。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、庁内はもとより、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	保育所の待機児童数（4月1日現在）	人	38	28	24
2	乳幼児健診の受診率（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）	%	99.0	97.5	96
3	子育てがしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	%	44.0	未把握	56.7
4	地区青少協のイベントに参加した青少年の延べ人数	人	9,047	7,749	4,977
5	青少年の健全育成に関心をもっている市民の割合	%	75.0	未把握	69.8

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	52	53	53	
トータルコスト	千円	9,595,560	9,463,272	9,893,057	
事業費（内書き）	千円	8,548,869	8,328,843	8,763,917	
人件費（内書き）	千円	1,046,691	1,134,429	1,129,140	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の待機児童は、令和2年度中（令和3年度当初まで）に64名の定員拡大を行い、待機児童が15名となり、保育所の定員の空きは178名であった。 ・市立保育園の民間化については、しんかわ保育園において低年齢児から段階的に募集を停止することとした東久留米市立保育園条例の一部を改正する条例に沿って、令和2年度中（令和3年度当初まで）に2歳児18名の募集を停止した。 ・学童保育所は、令和2年度末時点で待機児童が解消された。 ・学童保育事業においては、安定的な事業の継続や、一定のニーズがある延長育成の実施といった課題に、令和2年4月より、第六小学校区と第九小学校区の学童保育所において、民間活力を導入して対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園については、児童を取り巻く状況等を注視しつつ東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画に沿って対応を進める。 ・学童保育事業について、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は、保育の質を確保しながら特別教室等の借用による対応を検討する。 ・学童保育事業における、安定的な事業の継続や、一定のニーズがある延長育成の実施といった課題がある中、東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画に沿って事業を実施していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安、家庭環境の問題、保護者の精神疾患や虐待等でフォローが必要な家庭が増加している。 ・平成30年度から妊婦全数面接に向けて体制を構築したが、本庁舎での受付分については、心配がない等の理由から面談を希望しないケースも多く、全体の実施率が7割台に留まっている点は課題である。 ・乳幼児健診は96.0%と高い受診率に達したが、一定数未受診もある。未受診の背景に、転居を繰り返すなど虐待が心配されるケースもあり、子ども家庭支援センター等の関係機関とも連携しながら未受診者フォローを継続していく必要がある。 ・育児不安の軽減や孤立化防止を目的に、妊娠・出産・子育て情報を携帯メールで配信する「子育て応援メール配信事業」は登録者数を増やす必要があり、前年度より50人程度増加した。 ・市の独自事業である2歳児歯科健診の効果により3歳児のうち蝕有病者率の低下が続いており、東京都平均に近づいている。 ・令和2年度から6か年の母子保健計画（第2次）を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画（第2次）に基づき、各種事業に取り組んでいく。産後ケア事業の実施を検討する。 ・オンライン面接を導入し、妊婦面接の実施率を高めていくことによって、妊娠期より支援が必要なハイリスク妊婦を把握し、早期から支援を開始する。 ・子ども家庭支援センター等の関係機関とも連携し、乳幼児健診の未受診者フォローの充実に努める。 ・新生児訪問、乳幼児健診等で事後フォローが必要な母子やハイリスク家族、虐待等が増加しているため、子育て世代包括支援センターとして子ども家庭支援センターやわかかさ学園などの関係機関・関係部署と連携・協力して「切れ目のない支援」を実施していく。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育等の無償化により、主に3歳から5歳の保育所及び幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担が大きく軽減されている。 ・私立幼稚園及び認可外保育施設に通園する保護者の負担を軽減することを目的とし、各々の補助、貸付、助成事業を実施している。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当の受給者数は若干の減少傾向で推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育等の無償化による利用料等の無償化や給付により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当は、国の制度変化に着実に対応して支給を行う。

4 基本事業について (4~5)

	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、一時預かり、病児保育等）を実施している。また、保育施設において園庭開放等の地域活動事業を行い、各家庭の子育てを支援する必要がある。 ・児童館に関しては、平成31年1月から、4児童館すべてが指定管理者制度を導入した。 ・児童の居場所づくり事業については、市内4箇所の既存の公共施設等を活用して、地域の子ども達に健全な遊びを提供してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止などの影響が生じている。 ・子ども家庭支援センターは、児童に関する養護・虐待・育成相談や情報提供などが多数あることから、迅速な対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業等は、地域のニーズを充足できるよう充実を図る。保育施設も地域活動事業により地域の子育て家庭を支援していく。 ・家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、身近な地域で子育てを支える環境整備に努める。中学校地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援する。 ・子どもセンターひばり、けやき児童館、子どもセンターあおぞら及び中央児童館は、指定管理者制度を通じて適切な管理運営業務を実施していく。 ・児童の居場所づくり事業は、新型コロナウイルス感染症の情勢を見つつ、感染症対策を行いながら、引き続き既存の公共施設等を活用し、子育て支援機能を充実させ、地域の子ども達に健全な遊びを提供していく。 ・子ども家庭支援センターは、児童虐待などに対して、迅速な対応などに努める。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行い、適切な相談機関へつなげる必要がある。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実する必要がある。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育ての悩みや不安について、個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行う。必要があれば、プライバシー等に配慮し、適切な相談機関へつなげていく。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実させていく。 ・教育訓練給付金事業などの実施について、関係機関と連携し家庭の状況に応じた就労支援を適切に行う。

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「子どもを安心して生み育てられる環境づくり」】

- ・保育園の保育需要は、保護者の就労状況などにより多様なニーズが発生する。これらの保育・子育て支援の需要に柔軟に対応できるよう、児童を取り巻く状況等を注視し、東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画に沿って対応を進める。
- ・学童保育は、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は特別教室等を借用して対応することについて検討していく。
- ・学童保育事業における、安定的な事業の継続や、一定のニーズがある延長育成の実施といった課題がある中、東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画に沿って事業を実施していく。
- ・子どもの居場所づくりを進めるため、児童館、学校、公園等の公共施設を活用し子供達が安全に過ごせる場所の確保を図る。
- ・親と子の健康の確保と増進を図るため、特に妊娠中や出産後の不安定期に適切な支援を行い、乳幼児期の健康や育児に関して保護者の不安を解消するとともに、子どもの健全な発達に向けて相談や指導、親同士の交流の機会などを充実させる。

6 令和4年度の施策の位置づけ

—————

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	12 活力ある学校づくり
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	指導室 施策統括課長名 榎田 克之
関連課	教育総務課、学務課、指導室
関連する個別計画等	(市)第2次教育振興基本計画、(市)市立小学校給食調理業務委託推進計画、(市)第二次子ども読書活動推進計画、(市)学校再編成計画、(市)学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)、(市)特別支援教育推進計画、(市)特別支援教室設置計画
予定計画事業	確かな学力の伸長、小学校給食の調理業務委託の導入、教育振興施策の総合的かつ計画的な推進、特別支援教室の設置、学校規模の適正化、小・中学校の大規模改修、通学路防犯カメラ設置事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と教養、技能を身に付けられるよう、きめ細かい指導を行い、基礎学力と体力の向上を目指した学習指導の工夫・改善、教員の資質・能力の向上を通じて、活力ある学校をつくる。 保護者、学校、地域が互いの信頼のもとに連携し、子どもたちの成長を支援する。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
12-01 人権尊重と健やかな心と体の育成	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが人権問題を正しく理解し、多様な人々とともに暮らしていける人権尊重の理念を基盤とした教育を推進する。 社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心、支え合いの精神を身に付けることができるよう、道徳教育を充実させる。 いじめ防止対策推進条例を踏まえ、いじめを防止する教育を推進する。 自然災害に備えて、防災についての知識や技能を習得させるだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるため、防災教育を推進する。 オリンピック・パラリンピック競技大会の歴史や意義、理念などについて正しく理解し、国際理解を深め、国際親善や人権尊重の精神を育てるために、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。 子供たちが積極的に体育やスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図ることができるよう、体育・健康教育を推進する。 栄養に偏りのない食品の選択や地場産農作物の給食への活用など、食に関する教育を推進する。
12-02 確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが幅広い学力のもととなる基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるために、子どもたち一人ひとりの学力や発達段階に応じた「分かる授業」を実践するとともに、補習体制など教育環境を整備する。 子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成する。そして、全体の学力を伸ばし、学習が得意な子どもたちの学力もさらに伸ばす。 子どもたちが日本の伝統と文化を大切にしたいうえで国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティーを養う教育を推進する。 東久留米市の自然や産業を学びながら、将来の東久留米市や自分自身の自立のことを考える学習を進めることで地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成する。 学校図書館の整備や市立図書館との連携により、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図る。
12-03 信頼される学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> 校長がリーダーシップを発揮し、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことのできる組織づくりを進める。 学校評議員の協力を得て開かれた学校づくりを進め、さらに、青少年健全育成協議会や地元の自治会など、地域と連携した教育活動を進める。また、地域行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで学校と地域との連携を推進する。 教員の指導力を高めるとともに教員としての使命を自覚させ、人間性を豊かにすることで、子どもたちや保護者に信頼される教員の育成に努める。 障害があり、特別な支援の必要な子どもたちが専門的な教育を受けられる体制を整備する。 アレルギー事故や食中毒の発生を防止し、安全・安心な調理体制を確保するため、小学校給食の調理業務委託を推進する。 いじめ防止対策推進条例に基づき、学校、家庭や地域、関係諸機関の相互協力により、いじめ防止を総合的に進め、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備する。 学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組むとともに、子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努める。 小・中学校の適正規模・適正配置は、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置などに関する手引」に基づき、教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら検討を進める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	国語「読むこと」の標準化得点の推移 （全国比）	点	99. 8	99. 0	学力調査中止により未把握
2	算数・数学の標準化得点の推移	点	97. 3	99. 4	学力調査中止により未把握
3	自分には、よいところがあると思いますか。 （全国学力学習状況調査中学校3年生から）	%	70. 1	70. 1	学力調査中止により未把握
4					
5	※標準化得点・・・各年度の調査の平均正答数 がそれぞれ100となるように標準化した得点	-	-	-	-

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	103	96	94	
トータルコスト	千円	3,005,324	3,208,794	3,822,639	
事業費（内書き）	千円	2,684,936	2,870,316	3,466,871	
人件費（内書き）	千円	320,388	338,478	355,768	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校で人権に関する教育活動を実施し、人権尊重月間に実施されたコンクールに対して、計4,140点の作品の応募があった。 ・東久留米市いじめ問題対策連絡協議会及び東久留米市いじめ問題対策委員会を開催し、「いじめ防止対策推進基本方針」、いじめ問題における実態や取組について確認し、教育委員会や学校の対応の明確化を図った。 ・全小中学校において月1回の安全指導を行い、危険を予測し回避する能力を育成している。 ・オリンピック・パラリンピック教育の推進として、第三小学校がオリンピックやパラリンピアンとの交流を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権推進委員会において人権教育の基礎や人権課題の研修を実施し、人権教育の理念を広げていく。 ・全校で道徳授業地区公開講座を実施し、「特別の教科 道徳」について保護者や地域と意見交換しながら、学校と家庭・地域社会が一体となって児童・生徒の豊かな心を育成していく。 ・児童・生徒の心身の健康の保持増進を推進していくために薬物乱用防止教室やSOSの出し方教育などの充実を図り、学校公開の機会を生かして各家庭や地域に啓発していく。 ・オリンピック・パラリンピック教育で取り組んだ教育活動を生かし、地域人材を活用した伝統文化理解教育や国際理解教育の充実を図る。 ・児童・生徒の健康増進や体力向上のために、体育・健康教育・食育を推進する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市学力調査において、小学校低学年の国語が全国平均を上回り、課題であった小学校低学年の学力の定着が改善しつつある。 ・学校図書館研修・学校図書館運営連絡協議会を年2回開催し、本市の学校図書館の運営について共通理解を深めることができた。 ・「くるめ産給食の日」を実施し、幻の小麦・柳久保小麦や地場産野菜をふんだんに使った給食を提供した。また、感染症対策に注意を払いながら、食に関する指導を各校で実施し、理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1台導入したタブレット端末を活用して主体的対話的で深い学びを実現する授業を実施し、学力の向上を図るとともに、学力パワーアップサポーター事業を充実させて基礎的・基本的な内容の定着を図る。 ・各学校を巡回している主任学校司書が、学校図書館を活用した事例を市内全校に配置している学校司書に伝え、全校の学校図書館の質的な向上を図る。 ・日本の伝統芸能・文化を学習する際に、専門家の指導に基づく体験的な学習を通じて、日本人としてのアイデンティティを自覚し、その魅力を自ら発信できるような取り組みを推進する。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の提出日を教育課程の届け出相談日前にし、教育課程の提出の際に学校評価の結果を受けた変更点を確認し、各校にPDCAサイクルが確立しているか確認をした。 ・課題別研修において、外部の教育活動協力者を講師として自然体験研修会を実施した。 ・「東久留米市立学校職員の働き方改革実施計画」の取り組みとして、校務支援システムを整備し、令和3年度から本稼働していく。 ・令和2年策定の第2次特別支援教育推進計画が新型コロナウイルス感染症により令和3年度の策定に延期した。 ・法改正により小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられることとなった。 ・学校施設の大規模改修工事は計画に沿って実施している。地域により児童数が増加している学校は、特別教室から普通教室へ転用工事を行い、教室数を確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も定例副校長会や教務主任研修等を通じて、PDCAサイクルによる教育課程編制の実施について理解と啓発をさらに図っていく。 ・本市の豊かな自然環境を生かしながら、地域の方、社会、自然、文化と関わる体験活動を推進し、児童・生徒が身をもって感じる学習を展開し、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基礎を育成する。 ・導入された校務支援システムを活用して校務の効率化を行い、教材研究等の十分な時間を確保して教員の指導力の向上を図る。 ・第2次特別支援教育推進計画に則り、特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の教育ニーズに応じた指導を行っていく。 ・児童・生徒数の将来推計や地域の状況などを今後も注視していく。 ・学校施設の大規模改修工事は、今後も計画的に取り組んでいく。さらに35人学級編制への対応として、今後の児童推計と現在の教室の構成から普通教室の確保が新たに必要となる学校について整備していく。 ・安全・安心な給食を継続的に提供していく体制を整備するため、調理校を集約し、小学校給食の調理業務委託の推進を図る。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

- 【第5次長期総合計画における施策名「子どもの未来を育む学校づくり」】
- ・「第2次教育振興基本計画」に基づき、計画的に基本事業を進める。
 - ・人権教育を重視し、いじめ問題に総合的かつ組織的に対応する体制を充実させ、命を大切にす豊かな心の育成に努める。
 - ・学力向上に向けて、各種学力調査の結果を的確に把握・分析し、児童・生徒のための授業改善を進める。
 - ・進んで運動することや運動の習慣化の大切さを子どもたちに理解させ、生涯にわたってスポーツに親しむ子どもを育成する。
 - ・子どもたち一人一人を大切にす教育を進め、不登校の子ども の要因や背景を理解し、関係諸機関と連携する取組を進める。
 - ・地域人材を活用した伝統文化理解教育や国際理解教育を推進し、日本人としての自覚と誇りを育てる。
 - ・特別支援教育を推進し、本市で学ぶ子どもたちが生き生きと活動できる教育環境の構築に努めるとともに、本市の特別支援教育の取組について周知・理解を進める。
 - ・教員としての使命感を自覚させ、教員一人一人の資質・能力及び指導力の向上に努める。

6 令和4年度の施策の位置づけ

———

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	13 生涯学習の推進
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	生涯学習課 施策統括課長名 板倉 正弥
関連課	企画調整課、障害福祉課、生涯学習課、図書館
関連する個別計画等	東久留米市第2次教育振興基本計画、第二次東久留米市子ども読書活動推進計画
予定計画事業	放課後子供教室推進事業の実施、図書館サービス・運営方法の見直し
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが生涯を通じて主体的に学び、スポーツや文化・芸術に親しみ、日常生活において、ゆとりや豊かさを実感できるよう、生涯学習活動の充実に努める。 ・市民の生涯学習活動を支えるさまざまな資料や情報の蓄積に努めるとともに、高度化、多様化する利用者ニーズに的確に対応し、学習の成果を地域活動で生かせる環境や交流の機会の充実に努める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
13-01 生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、生涯学習センターが中心の総合的な機能を果たすとともに、学校、教育、地域、団体及び行政が一体となって生涯学習の振興に努める。 ・市民がいつでも、どこでも学習機会を持てるように、指導者養成や「(仮称)生涯学習ボランティア」の登録事業などの実施について検討を進める。 ・広く市民の学びの成果を地域活動に活かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生(卒業生)たちによる自立した地域活動が生まれるよう支援する。 ・小学校の特別教室などを活用した放課後子供教室について、モデル実施の状況を見ながら、実施校の拡大や活動内容の充実に向け検討を進める。
13-02 図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、まちの情報拠点として、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供し、地域の発展に役立つ活動を行う。また、蔵書の質の向上と、時代の変化に合わせた多様な資料を備えて、市民の課題解決に資する生涯学習の拠点として機能の充実に努めるとともにレファレンスサービスの充実に努める。 ・市民が東久留米をよく知り、まちの歴史や文化を次代に継承するために、東久留米に関する資料の収集・保存を進める。 ・文化財担当と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究する。 ・図書館ボランティアや生涯学習の成果を活用する機会を設け、市民が活動する図書館運営を進め、市民の交流と学び、文化拠点として整備する。 ・家庭、地域、学校などと連携を図り、子供たちの読書活動を推進する。
13-03 文化財の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史や文化に関する市民の理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報をわかりやすく提供する仕組みづくりを推進するとともに、わくわく健康プラザ内の郷土資料室をはじめとする文化財施設の充実に努め、文化財の調査・研究、保護と活用を進める。 ・貴重な歴史的資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた文化財調査報告書などを継続的に発行するとともに、こうした資料の整理、保管、活用を図る。 ・郷土資料室に寄贈された約620箱の昆虫標本の活用他、企画事業等において最新の調査・研究成果を発信できるよう努める。 ・無形民俗文化財の継承のため、各継承団体との連携や市民へのPRなどの支援に努める。 ・市民による文化財ボランティアなどの養成を推進する。 ・図書館と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究する。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
13-04 市民スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への機運を高めるための事業をさまざまな機会を通じて展開していく。 ・スポーツを通じた健康づくりの情報提供を行うとともに、各種教室やイベントの開催、指導者育成への支援を通じて、個々のライフスタイルに応じた市民のスポーツ活動への参加を促進する。 ・より多くの市民が気軽に安心してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設や学校体育施設の利用形態の見直しや改善を図り、市民の満足度と効率性の高い施設運営を推進する。 ・障害者の方にもスポーツに参加していただけるような種目の検討や、障害者スポーツ指導員の育成に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	生涯学習センター利用者数	人	136,242	115,696	38,603
2	図書館資料・情報の提供数（総貸出点数）	点	823,232	783,073	508,207
3	郷土資料室利用者数	人	2,166	1,784	1,513
4	スポーツセンター及び体育施設利用者数	人	648,684	588,317	418,295
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
	項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
	本施策を構成する事務事業数	本	38	37	37
	トータルコスト	千円	990,569	1,111,669	1,509,110
	事業費（内書き）	千円	855,098	978,026	1,399,383
	人件費（内書き）	千円	135,471	133,643	109,727

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、指定管理者制度を導入した生涯学習センターが中心的・総合的な機能を果たしている。また、市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材等を講師とする講座「市民大学」等を通じて、学習と成果活用の両面の期待に応えた生涯学習の機会を提供しているが、日頃から生涯学習活動を行っている市民の割合は低い状況となっている。また、市の事業により新たに生涯学習を始めた市民も低い割合にとどまっている。 ・放課後子供教室を市立小学校7校で実施し、未実施となっていた5校では新たな運営方法で試行実施を行った。未実施となっている小学校があるため全小学校で実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生涯学習活動の一層の推進、地域の課題解決に向けた市民活動団体と市の協働の促進、地域の教育力の向上、子どもの体験型事業の推進などを図る。 ・学びの成果を地域活動に生かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業を引き続き実施する。 ・指定管理者のもと、民間事業者ならではのノウハウを生かした企画を行う一方、生涯学習センターの大規模改修を進め、長寿命化を図っていく。 ・放課後子供教室については、全小学校で実施していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月に教育委員会が決定した「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づき、令和3年度からの新たな図書館運営に向け、指定管理者の選定、市の運営体制整備など、準備を進めた。今後は市と指定管理者の役割分担による新たな図書館運営により、目指す図書館像の実現に向けて、取り組みを進める。 ・まちの歴史や文化を次代に継承するため、東久留米市に関する資料の収集・整理・保存を今後も継続していく。 ・施設の老朽化や今後の図書館サービスに向けた基盤整備として、中央図書館の大規模改修工事を行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館の臨時休館や図書館サービスを制限したことにより、予定していた子ども向け事業の中止など、影響があった。一部事業については、実施方法を変更して実施したが、今後も現状を踏まえた上で、従来とは異なる形での事業実施も含め、子ども読書活動を継続して推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの情報拠点として図書館が機能し、誰もが必要とする情報を得られるよう、今後も引き続き、情報提供事業の充実を図るとともに、市民の情報活用能力の育成や利用方法の多様化へ対応、図書館の非来館型サービスについて検討・実施していく。 ・多様な利用者に対するサービスのユニバーサル化に向けて、人的サービスの充実だけでなく、ICTの活用など環境整備を推進する。 ・地域資料や行政資料を網羅的に収集し、整理、保存するとともに、地域資料に関する事業や展示を継続して行う。 ・「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進する。また、読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもへの支援に重点を置き、取り組みを進める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に郷土の歴史や文化に関する理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報をわかりやすく提供する仕組みづくりを推進し、郷土資料室の充実に努めるとともに文化財の調査・研究、保護と活用を進めている。また、貴重な歴史資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた出版物を作成し、資料の整理、保管、活用を図っている。 ・文化財を一か所に集中して保管する施設がなく市内の施設に分散して保管しており、各施設の老朽化も進んでいるため、増加する文化財資料の保管場所も含め、新たな集中保管施設の確保が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市文化財保護審議会等専門機関と連携を取りながら、継続して文化財の適切な保護と活用を図るとともに、貴重な歴史資料の調査・研究、整理・保管を推進していく。 ・郷土資料室の充実に努め、企画事業や「くるめの文化財」、「郷土資料室通信」、「歴史ライブラリー」などを通じて最新の調査・研究成果を発信できるよう取り組んでいく。 ・文化財資料の集中保管施設の確保に向けて検討していく。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた健康づくりのための各種教室やイベントの開催などを通じて、限られた施設での個々のライフスタイルに応じた市民のスポーツ活動への参加を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、市長会や東京都等の助成金を活用して、各種教室やイベントの開催に向け努めていく。 ・民間のノウハウを生かした施設の運営管理や、市民のスポーツ活動への参加を促進していく。 ・経年劣化等による施設修繕が必要な箇所が年々増加し、修繕費用も増加してきているため、一層の計画的な施設管理を行う。 ・スポーツ健康都市宣言を受け、スポーツを通じた健康づくりにつながる取り組みを実施していく。
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「生涯学習の推進」】

- ・生涯にわたる学習活動の充実のため、学習・交流の機会の提供と環境整備を進める。
- ・地域教育力の再構築と地域課題の解決のため、子どもの体験型事業や、市民大学事業を推進するとともに、放課後子供教室事業を実施していく。
- ・図書館における資料・情報提供の充実を図るとともに、市の歴史的資料等の保存に努める。また、市と指定管理者の役割分担による新たな図書館運営により、今後も目指す図書館像の実現に向けて、取り組みを継続、充実していく。
- ・文化財の調査と保護を推進するとともに、文化財の活用と確実な伝承・継承を推進していく。
- ・市民スポーツの振興のため、スポーツ事業の充実及びスポーツ環境の整備を推進していく。
- ・スポーツ健康都市宣言を受け、スポーツを通じた健康づくりにつながる取り組みを推進していく。

6 令和4年度の施策の位置づけ

—————

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	14 水と緑にふれあうまちづくり
上位政策	06 地球環境にやさしいまち
施策統括課	環境政策課 施策統括課長名 桑原 直人
関連課	環境政策課、管理課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市緑地保全計画
予定計画事業	緑の確保
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米の貴重な財産である、湧水をはじめとする水辺資源や雑木林などの自然環境を、市民一人ひとりの理解と協力のもとに次世代に引き継いでいく。 ・「水と緑」の保全と活用方法などについて、市民参加によるネットワークづくりなど、さまざまな工夫を加え、自然と気軽にふれあえる空間の確保や機会の提供に努める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
14-01 水辺環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への影響を配慮した湧水や河川の適切な管理を図る。 ・「湧水・清流保全都市宣言」に相応しい市の活動を市内外に広くPRし、保全のための機運を高めるための情報発信の充実に努める。 ・保全への取り組みを市民と行政が協働で進め、市民活動を支援し、その活動のすそ野が広がる施策を検討する。
14-02 緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の恵まれた緑を保全していくために、市民、事業者、行政が協力し、身近な取り組みを主体的に行えるよう、意識醸成の啓発活動や情報発信に取り組む。 ・新たな緑の創出を行いつつも、既存の緑においては生き物の生育や市民生活に配慮し、広く市民が親しめるような環境整備や高木・老木化した樹木の適切な維持管理に努める。 ・雑木林や樹木が、近隣住民へも、貴重な資源であることの周知と保存に向けた理解を広めるための取り組みを行う。 ・緑地保全計画で抽出された将来に遺すべき特に貴重な緑地について、適切な手法によりその保全に努める。 ・緑地の確保には財政の負担が生じるため、適切な方策・優先順位を検討し、「みどりの基金」や国や都から補助制度などを活用することで計画的に進める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	東久留米市の良さ（水と緑といった環境）を知っている市民の割合	%	84	未把握	86
2					
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
本施策を構成する事務事業数	本	12	12	12
トータルコスト	千円	94,111	100,011	99,568
事業費（内書き）	千円	70,190	74,843	74,375
人件費（内書き）	千円	23,921	25,168	25,193

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、東京の名湧水57選に選ばれた3箇所をはじめ数多くの湧水がある。これらの湧水を水源とする黒目川、落合川等が市内を流れ、きれいな水と身近に触れあうことのできる水辺環境は、本市の貴重な財産となっている。また、平成20年6月には、落合川と南沢湧水群が『平成の名水百選』に東京都内で唯一選定され、平成23年6月には、『湧水・清流保全都市宣言』を行った。 ・貴重な水辺環境を保全していくためには、ごみのポイ捨ての防止や生活排水などの流入による河川の汚濁など、社会のルール及びマナーを守るよう広く呼び掛けを行う必要がある。黒目川や落合川の河川改修においては、水辺環境の整備や保全に向けて関係団体と協力し、国や都に要望を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の水辺環境は、次世代に引き継ぐべき貴重な市の財産であることが市民の意識のなかに広がりつつある。今後も湧水や河川がまちの象徴や誇りでもあることを広く認識してもらえるよう引き続き情報発信を行う。 ・黒目川や落合川の河川改修においては、引き続き、関係団体に参画し、水辺環境の整備について国や都に要望を行い、潤いのある水辺環境の整備に努めていく。 ・保全に向けて市民、事業者、市が必要な情報の共有化を図り、協働して取り組んでいくなど、それぞれの役割を担いながら進めていく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は、生物の生息空間、湧水のかん養域となるだけでなく、市民の憩いの空間を創出し、さらには防災上の拠点となる。しかし、そのような機能をもつ緑でも、制度により保全されていない雑木林や農地などの民有地の場合は、市街地化の進行により、減少している。 ・一方、東京都では、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林など、都内50箇所の保全地域を指定し、そのうち8箇所が市内にあり、緑の保全を図っている。 ・本市では、これまでも「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、貴重な環境資源である緑を守り、次世代へつないでいくための取り組みに努めている。この取り組みをより一層進めるため、緑地の保全優先度評価を行い、保全優先度の高い地区から公有地化を含めた様々な施策を総合的に実施して、市内の貴重な緑地を保全していくことを目的とした「東久留米市緑地保全計画」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全と活用については、市内に残された貴重な樹林地などの減少を防ぐため、平成27年度に策定した「東久留米市緑地保全計画」に基づき、対象緑地の保全を図っていく。 ・東京都とも連携し、市民、事業者、市が緑の保全と活用に必要な情報の共有化を図り、さらなる協働体制の仕組みづくりに取り組み、積極的な緑化と適切な管理に努めていく。
3		

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「水と緑を守り育てる環境づくり」】

- ・黒目川や落合川の河川改修においては、引き続き、関係団体に参画し、水辺環境の整備について国や都に要望を行い、潤いのある水辺環境の整備に努めていく。
- ・市内の貴重な財産である水辺環境や緑地等の自然環境を次世代に引き継いでいくために、市民、事業者さらには都とも連携しながら、協働による積極的な緑化と適切な管理に努めていく。
- ・平成28年3月に策定された「東久留米市緑地保全計画」に基づき、緑の保全を進めるべく、引き続き取り組んでいく。

6 令和4年度の施策の位置づけ

———

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	15 環境負荷低減の推進
上位政策	06 地球環境にやさしいまち
施策統括課	環境政策課 施策統括課長名 桑原 直人
関連課	環境政策課、ごみ対策課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市一般廃棄物処理基本計画、東久留米市分別収集計画
予定計画事業	家庭ごみの有料化、ごみ対策課庁舎の建替え
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが身近な環境にとどまらず、地球規模に至る環境への理解を深め、環境にやさしいまちづくりに参画しようとする意識を醸成するため、関連する情報や学習の機会の提供に努める。 ・環境に与える負荷を低減し、環境にやさしい地域社会を築くため、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を明確にしたうえで、三者一体となった資源循環型社会のシステム構築を推進する。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
15-01 総合的環境施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内環境の定期的な調査を実施するとともに、環境への影響の大きい事業者に適切な指導を行う。 ・イベントや学習機会、さまざまな媒体を活用した情報提供を通じ、市民の環境問題に関する知識や意識を醸成する機会をつくる。 ・自然環境に関する調査や外来種への対応を行い、生き物の生育する環境を守り、多様な生き物の保護に努める。 ・市民の地域社会に対するマナー向上また相互理解への啓発を図り、市民の良好な生活環境の維持に努める。 ・環境に対する市民や事業者の活動を推進するとともに、広く活動の輪を広げていく。
15-02 資源循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層のごみの排出抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成をめざす。 ・市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図り、ごみ減量化の仕組みづくりを進める。 ・家庭ごみ有料化については、これまで行ってきたごみ減量化・資源化対策の結果を踏まえて、有効な実施方法や時期、費用対効果を含めて総合的に検討する。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	環境の保全に気をつけている市民の割合	%	90	未把握	90
2	総資源化率	%	39. 8	39. 2	39. 7
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	24	24	24	
トータルコスト	千円	1, 889, 673	1, 889, 673	1, 781, 863	
事業費（内書き）	千円	1, 767, 434	1, 767, 434	1, 649, 861	
人件費（内書き）	千円	122, 239	122, 239	132, 002	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活環境を維持するためには、大気汚染、水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもとに適切な対応を行う必要がある。 ・環境問題、対策などを学ぶことができる機会を充実することにより、市民等が環境問題への理解を高めていくことの施策が必要である。 ・地球温暖化問題は、年々深刻さを増し、国際的な協調のもとに喫緊に対策を講じる必要がある。主な原因とされている温室効果ガスを減らすためには、日々の生活のなかでの節電など一人ひとりの身近な取り組みが重要である。市役所内はもとより、広く市民や事業所へ普及・啓発する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人にも生き物にもやさしいまちづくりを進めるために、ごみのポイ捨て、騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策を行うとともに、ルール・マナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりを進めていく。 ・市内に数多くある環境保全活動を行う団体と協働し、環境について学び、解決に向けた行動の輪を広げる機会づくりとして、環境フェスティバルの開催を推進していく。 ・地球温暖化問題については、市民及び事業者に対して省エネルギー化に向けての啓発、対策方法についての情報発信、意識啓発の向上のための取り組みを進めていく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ有料化制度の導入、廃プラスチック削減に関する世界的な関心の高まりを背景に、市民のごみ減量への意識が高まり、家庭ごみの総量は減少傾向にあったが、令和2年度はコロナ禍による生活習慣の大幅な変化等が影響し、増加となった。最終処分場の容量には限界があるため、引き続きごみ減量化・資源化を推進し、将来に良好な生活環境を残していく必要がある。 ・資源化協力店制度の運用や分別啓発活動の推進などにより、全市的に分別意識と適正な処理が浸透してきた結果、不法投棄やポイ捨ても減少傾向にある。市民・事業者・行政の役割と責任を引き続き周知していく必要がある。 ・家庭ごみ有料化制度の導入と、分別指導などの意識啓発及び情報提供により、ごみ減量化・資源化に取り組んできたが、家庭ごみ有料化制度の定着により、更なるごみ減量化・資源化の推進に向けて、市民の理解を引き続き促していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より、新たな一般廃棄物処理基本計画がスタートするが、本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層の3R（リデュース：抑制、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）を推進する。 ・市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携を図り、ごみ減量化・資源化の仕組みづくりを進める。 ・家庭ごみ有料化制度については、毎年度、点検を実施し、一般廃棄物処理基本計画策定・改訂時に検証を行っていく。同時に、広報やホームページ等で市民に情報提供を行い、制度の定着と更なるごみ減量化・資源化への意識醸成を図る。
3		

4 基本事業について (4~5)	
	令和4年度に向けた方向性
4	
5	

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「地球環境にやさしい暮らしづくり」】

- ・総合的環境施策の推進については、平成27年度に策定した「第二次環境基本計画」に基づき環境保全のための取り組みを進めていく。さらには、平成29年度に策定した「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化問題の取り組みを進める。
- ・資源循環型社会の推進については、家庭ごみ有料化に伴う点検を毎年度実施し、一般廃棄物処理基本計画策定・改訂時に検証を行う。一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画に基づき、環境への負荷が少なく、資源が循環していくまちづくりを実現するために、市民及び事業者の環境に対するより一層の意識向上が不可欠であり、今後も市として必要な情報提供を行う中で、ごみの減量化、資源化に向けた意識の醸成と理解を深めるための取り組みを進める。

6 令和4年度の施策の位置づけ _____